

平成25年第5回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成25年12月25日（水曜日）

議事日程（第6号）

平成25年12月25日（水）午後2時00分開議

第 1 新市建設計画等特別委員会の中間報告

第 2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第130号、議案第131号、議案第139号、議案第140号、議案第148号から議案第152号まで、議案第154号、請願第9号、請願第10号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第133号、議案第143号から議案第145号まで、議案第155号、議案第156号、議案第159号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第132号、議案第134号から議案第138号、議案第141号、議案第142号、議案第146号、議案第147号、議案第153号、議案第157号、議案第158号、議案第160号、請願第7号

第 3 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第110号から議案第124号まで

第 4 発議案第12号

第 5 発議案第13号

第 6 発議案第14号

第 7 発議案第15号

第 8 議案第161号

第 9 議案第162号

第10 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1 番	山	田	伸	之	君	2 番	荒	井	眞	理	君	
3 番	駒	形	信	雄	君	4 番	渡	辺	慎	一	君	
5 番	坂	下	善	英	君	6 番	大	森	幸	平	君	
7 番	笠	井	正	信	君	8 番	中	川	直	美	君	
9 番	大	澤	祐	治	郎	君	1 0 番	金	田	淳	一	君
1 1 番	浜	田	正	敏	君	1 2 番	中	川	隆	一	君	

1 3 番	中	村	良	夫	君	1 4 番	村	川	四	郎	君
1 5 番	佐	藤		孝	君	1 6 番	金	光	英	晴	君
1 7 番	猪	股	文	彦	君	1 8 番	金	子	克	己	君
1 9 番	根	岸	勇	雄	君	2 0 番	近	藤	和	義	君
2 1 番	竹	内	道	廣	君	2 2 番	加	賀	博	昭	君
2 3 番	岩	崎	隆	寿	君	2 4 番	祝		優	雄	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	甲	斐	元	也	君	副 市 長	金	子		優	君
教 育 長	小	林	祐	玄	君	総合政策監	藤	井	裕	士	君
会計管理者	本	間	佳	子	君	総務課長	計	良	孝	晴	君
総合政策課長	大	橋	幸	喜	君	行政改革課長	清	水	忠	雄	君
世界遺産推進課長	石	山		勉	君	財務課長	伊	貝	秀	一	君
地域振興課長	藤	原		淳	君	交通政策課長	渡	邊	裕	次	君
市民生活課長	川	上	達	也	君	税務課長	原	田	道	夫	君
環境対策課長	名	畑	匡	章	君	社会福祉課長	笠	井		寛	君
高齢福祉課長	佐	藤	一	郎	君	農林水産課長	渡	辺	竜	五	君
観光振興課長	濱	野	利	夫	君	産業振興課長	羽	生		靖	君
建設課長	金	田	一	則	君	上下水道課長	和	倉	永	久	君
学校教育課長	吉	田		泉	君	社会教育課長	小	林	泰	英	君
両津病院院長	塚	本	寿	一	君	選挙管理委員会事務局長	安	藤	信	義	君
代監査委員	清	水	一	次	君	監査委員局長	島	川		昭	君
農業委員会事務局長	長		敏	宏	君	消 防 長	深	野	俊	之	君

事務局職員出席者

事務局次長	中	川	雅	史	君	議事調査係	齋	藤	壮	一	君
庶務係長	本	間	一	夫	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午後 2時00分 開議

○議長（祝 優雄君） ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 新市建設計画等特別委員会の中間報告

○議長（祝 優雄君） 日程第1、新市建設計画等特別委員長より、会議規則45条第2項の規定により中間報告を行いたいと申し出がありますので、これを許します。

新市建設計画等特別委員長、加賀博昭君。

〔新市建設計画等特別委員長 加賀博昭君登壇〕

○新市建設計画等特別委員長（加賀博昭君） 新市建設計画等特別委員会の中間報告を行います。

本委員会において審査中の事件について、会議規則第45条第2項の規定に基づき、中間報告をいたします。

佐渡市将来ビジョンと本庁舎建設について。1、合併の経緯と庁舎問題。平成16年3月1日の一島一市の合併は、大変な混乱と苦痛を乗り越えたものである。平成14年、旧佐和田町が合併検討協議会からの離脱、旧両津市は合併に関する「住民投票条例」の実施をめぐり、訴訟が提起された。また、3月1日の合併は、新市の議会において10カ市町村の11カ月分の決算審査を行った。一方、合併後10年間に認められた庁舎建設の「合併特例債」（国が約70％負担の起債）の時効を完成させてしまった。

2、合併特例債延長法の成立。平成24年6月、東日本大震災に伴う「合併特例債延長法」が成立し、「防災」を考慮した5年間の延長が認められ、庁舎建設の財政面からの検討が急浮上した。（1）、同年10月、庁舎建設の是非について18歳以上にアンケート調査を実施した。結果は新設が57.8％、増設が36.8％であった。以上の経過を踏まえて、市長は平成25年3月の定例市議会の「施政方針」で「現庁舎を生かしながら必要最小限の増設をする」との考えを示した。

（2）、佐渡市議会は、平成24年4月25日に「新市建設計画等特別委員会」を設置、庁舎を含む合併特例債事業の検討を進め、平成25年11月22日までに12回の委員会を開催した。（審査で求めた資料等）、1、本庁舎増設を判断した経緯の説明（細目5項目）。2、予定用地の借地の実態を図示したもの。3、新設と増設の「比較試算」表。4、新設、増設について庁議メンバーの意見等（新設17、増設5、慎重6）。

（3）、上記資料をもとに調査を進めた結果、本庁舎については市民の意向も平成24年12月3日に聴取された庁議メンバーの意見も「新設」が多数であることを確認した。

（4）、新設、増設の比較試算では、新設で市負担額は13億2,660万円、増設では8億3,750万円、差額は4億8,910万円である。

（5）、現庁舎周辺の用地は40％強が借地であり、借地の解消なくして増設も困難である。

以上の状況審査中に、市は「佐渡市将来ビジョン」の取りまとめを平成25年12月中に行いたいとの意向を示してきた。本委員会は、新庁舎建設「基本構想」案のうち、本庁舎建設の部分について中間報告を取りまとめることにした。

3、本庁舎に関する特別委員会の意見。（1）、「新館新築構想」で、将来の必要規模は新築で独立させ、一定の期間現庁舎を利用し、将来的には新庁舎のみで行政事務を可能にするのが合理的であると思料する。

また、新合併特例債の「防災」重視の面からも、想定外の想定に耐え得る新庁舎を建設する必要がある。

(2)、現庁舎周辺の用地の40%強は借地で、この状態では庁舎建設は困難である。合併協議会が構想する「千種沖」を守りつつも、将来ビジョンにたえ得る庁舎建設を主眼に用地確保も考えるべきである。

(3)、本庁舎は本来まちづくりの基本構想の重要な要素であり、島の経済の消長にかかわるものである。さらに、地方自治法第4条の「住民の利用を第一に、他の官公署との関係も考慮しなければならない」の規定を念頭に、合併後10年の経過を踏まえての配慮、工夫も大事と思料する。

以上の観点から、本委員会は「基本構想」(2ページ)、本中間報告(2-(1))の「現庁舎を生かしながら必要最小限の増設をする」との構想を具体的にせよと指摘して中間報告とする。

以上であります。

○議長(祝 優雄君) 以上で新市建設計画等特別委員会の中間報告を終了いたしました。

日程第2 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第130号、議案第131号、議案第139号、議案第140号、議案第148号から議案第152号まで、議案第154号、請願第9号、請願第10号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第133号、議案第143号から議案第145号まで、議案第155号、議案第156号、議案第159号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第132号、議案第134号から議案第138号、議案第141号、議案第142号、議案第146号、議案第147号、議案第153号、議案第157号、議案第158号、議案第160号、請願第7号

○議長(祝 優雄君) 日程第2、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

〔総務文教常任委員長 中川隆一君登壇〕

○総務文教常任委員長(中川隆一君) 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条並びに第141条の規定に基づき報告します。

議案第130号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、観光及び広報施策に関する諸課題の解決を図るため、専門的な知識を有する外部人材を非常勤の特別職の職員として任用する戦略官についての報酬を定めるよう佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。意見。戦略官の任用に当たっては、費用対効果を求める。

議案第131号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成26年4月から消費税率が8%に改定されることにより、佐渡市ケーブルテレビ放送施設の利用に係る加入負担金、使用料及び手数料について改定するよう佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第139号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成26年4月1日から相川学校給食センター及び南佐渡学校給食センターの供用を開始するよう佐渡市学校給食センター条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第140号 佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年11月末日まで財団法人佐渡博物館により運営されていた佐渡博物館について、平成26年4月1日から改めて市立博物館として設置するよう佐渡市博物館条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）。本案は、勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート及び両津農村広場について、当該指定管理者に有限会社麻布組を指定し、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間管理運営を行わせるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。意見。委員会審査において、両津テニスコート及び両津農村広場については、使用実績が年間数十時間程度にすぎないことを確認した。よって、使用実態に応じた管理運営方法について検討されたい。

議案第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）、議案第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場、真野運動広場）、以上2議案は、両津総合体育館並びに佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場及び真野運動広場について、当該指定管理者に一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団を指定し、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間管理運営を行わせるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂B&G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B&G海洋センター）。本案は、羽茂B&G海洋センター、羽茂ゲートボール場及び小木B&G海洋センターについて、当該指定管理者に一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団を指定し、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間管理運営を行わせるものであります。審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

議案第152号 佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事請負契約の変更について。本案は、佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事請負契約について、戸別受信機の追加発注分（829件）に係る工事費を増額するため、当該契約金額を1億7,816万4,000円から2億3,001万900円に変更する契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第154号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本案は、平成25年度佐渡市一

般会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ2億1,354万8,000円を減額し、予算総額を557億5,241万4,000円とするものであります。主な内容は、広域避難所の開設時に必要な物資の購入及び備蓄倉庫の設置に係る防災対策事業に7,500万円、佐渡博物館を市立博物館として開館するための準備経費として565万6,000円を計上するほか、両津港埠頭地区開発事業、相川支所・相川消防署庁舎等建設事業及び総合体育館建設事業において、当該継続費の期間を延長するなどの変更を行うものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第9号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願。本案は、新潟県教職員組合佐渡支部から提出され、次の事項について関係機関に意見書を提出するものであります。請願項目。1、少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下とすること。2、教育機会均等と水準の維持、向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第10号 柏崎刈羽原発の再稼働を認めないことを求める請願。本案は、原発ゼロをめざす佐渡市民の会（準備会）から提出され、次の事項について関係機関に意見書を提出するものであります。請願項目。柏崎刈羽原発の再稼働を認めないこと。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより議案第130号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 幾つかお尋ねをします。

今議会で目玉的な条例でもあります観光と広報に関する戦略官、1日5万円で月8日間というものが、質疑通告を出してあるとおりであります。観光、広報戦略官の外部人材活用で、各課との関係あるいは市組織体制はどのようになるのか、問題はないのかお尋ねをしておきたい。

それと、もう一つは、意見にもついておりますが、この戦略官の活用による効果の見通しはどのように審査をされたのかお尋ねをいたします。

○議長（祝 優雄君） 総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の外部人材である戦略官の活用で、各課との関係などにご質問であります。このことについては、担当の総合政策課からは、観光、広報いずれの戦略官についても市長が直轄する中で、戦略官から各課に指示を出していくこととなりますが、その際には総合政策課がサポートを行うという説明がございましたので、大きな問題はないと了解をしております。

続きまして、2点目の効果の見通しについてということでございます。まず、観光戦略官については、佐渡市における着地型観光商品の利用者を現在の1,100人から2万人に向けてというような具体的な目標のご説明がございました。次に、広報戦略官についてであります。公務員が不得手とします情報発信等について、ホームページやフェイスブック等による効果的な情報発信体制を構築していくことによって、

観光客の増加や移住者の増加及び郷土愛の熟成などの効果を期待しているとの説明を受けております。これらの効果については、達成されなければ意味がありませんけれども、中川議員おっしゃるとおり、日額5万円という高額な報酬をこれは受け取るわけでありますから、それなりの効果が必要であることは明白であります。よって、委員長報告にありますように、戦略官の任用に当たっては費用対効果を求めるというような意見に至ったものであります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） こういった外部の人材活用というのはあり得ると思うのです。例えば私の知っているところでいうと、図書館関連でいうと、図書館日本一とも言われている小布施町では常勤として雇って、民間の方にやってもらって、今はもう既にやめていますけれども、その中で立派な図書館つくったみたいな話も出ているわけですが、今言った話ですけれども、観光にしても広報にしてもこれを雇用する必要があるのか。例えば一定程度の期間見てもらってこういうアドバイスを受けるという、そういう手法でもこれは成り立つのではないか。その点が1点。

そこで問題なのは、委員会も認めたと思われるこの募集の要項。要項ですから、佐渡市の法律です。ここには、専門的知見や人脈を有する方を非常勤特別職の戦略官として募集。人脈を有するとは、結局その人脈にいろんな仕事を誘導するというふうにもとれるわけですが、例規でこの人脈を有するというのは、これは甚だ問題だろうと私は思うのですが、その辺はどのように審査をされていますか。

○議長（祝 優雄君） 中川委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員にお答えをいたします。

今ほどの要項の中の人脈という文言については、当委員会ではそのような審査は正直行われておりませんので、大変申しわけございませんが、お答えをすることができません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私が先ほど言ったように、佐渡市の例規、要項ですよ。その中で人脈、しかも年明けたらすぐ募集かけるというわけでしょう。議会は、やっぱりこういったところをきっちりチェックしないと、結果的に、さっき言ったように、人脈ということは結局その人のところの關係に流れていくということにならざるを得ないし、そういうものを佐渡市が公で求めるということは私は問題だろうなというふうに思うのですが、優秀な総務文教常任委員会、審査をしなかったから、答えようはないとは思いますが、一応お答えだけ聞いておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 今の文言については、要項の一番最初に一言だけ出ている部分だったもので、正直言って審査しておりませんけれども、中川議員おっしゃるように、私個人の意見とすればそのようにとれなくもないですし、逆にそのようにとれたとしても、ある一定の効果というものを得られるのであれば私個人的にはいいのかなと、そういうふうに理解しております。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第130号についての質疑を終結します。

これより議案第130号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

猪股文彦君の反対討論を許します。

猪股文彦君。

〔17番 猪股文彦君登壇〕

○17番（猪股文彦君） ちょっと風邪ぎみで熱がありますので、余り迫力がないかと思いますが、実はこの130号を最初提案されたのを見たとき甲斐市長、なかなかやるなというふうに私は思ったのです。というのは、私からも、今基礎自治体にも市長補佐官というふうな役職があって、市長の特命を受けて営業するようなポジションが必要だなと前から考えていたので、あっ、これはいいことをやるなと思ったのですが、その中身の説明を聞きますと、8日間アルバイトに来て40万プラス旅費が16万、これは特命を受けて市長の地ならしをやる役割ではないかと、似て非なるものだなと、このように思いました。私その意味で反対するのは、まず今言ったようにほかの会社に勤めておって、アルバイトに来て40万もらって帰る、これがどうして効果があることができるのかなというのが第1点。

第2点は、月収にかえると100万、私が前勤めていた会社なんか100万というのはざらですし、東京あたりの企業は大体100万円ぐらいもらっているのがいると思うのですが、この佐渡市議会が議員の報酬が26万9,000円、全国でも最低のほうです。ということは、佐渡市の給与所得が恐らく低いから、報酬審議会はその程度でいいや、佐渡市議会ぐらいはというふうにお考えだと思うので、そこから考えますと、余りにもこの100万という金額は、佐渡市にとってはですよ、佐渡市にとっては大き過ぎるということ。

第3番目は、今質疑がありましたように、担当課との摩擦があるのではないかと。というのは、市長も私たちも選挙で市民の審判を経ている。副市長も教育長も議会の認定を受けて出ている。ところが、100万もらうこの戦略官というのは、誰にも責任を持たない。これは、ちょっと違うのではないかなと、このように私は考えます。私は40年前、首相補佐官というのが必要だということでダイヤモンドという雑誌に書いたことがあるのですが、そのときに、ちょっと敬称を略しますけれども、当時の後藤田さんから呼ばれて、外務、大蔵、通産、警察から優秀な秘書官が来ているのに、しかも事務と政務の官房副長官がいるのに、そんなものを設けると摩擦が起きるといふふうに叱責されたことがあります。私はそのマイナスよりも補佐官はプラスのほうが大きいと、もちろんキッシンジャーが頭にあったわけですが、そういうふうな議論をして十数年後に首相補佐官ができ、今はそれが当たり前になっております。したがって、国から補助金をもらわなくても、単費で佐渡市が市長補佐官の給料を出してつけるということなら私は大賛成です。しかし、これはそれと似ている非なものでありますから、私は今回これは取り下げるようにしたほうがいいだろうと思います。

ことしの流行語大賞は「お・も・て・な・し」ですが、アングラの流行語大賞は安倍の安と橋本の本と海江田の田をとって「あんぼんたん」というのがことしのアングラの流行語大賞であるように聞いておりますが、佐渡市議会はそのようにやゆされることはないだろうと思いますけれども、これをもって私の反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 議案第130号についての討論を終結いたします。

これより議案第130号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

原案どおり可決されました。

次に、議案第140号 佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 議案第140号は、財団法人の博物館を佐渡市が借り受けて、今度佐渡市の博物館とするというものでありますが、この問題はそもそも博物館の統廃合計画というか、行革計画の中で佐渡全体にある博物館を1カ所に集中するという流れも、当然そういった背景があったものであります。そういった角度でお尋ねをするわけなのですが、これまでの再編計画では全体を一本化することによるものだったと思いますが、両津と新穂とも条例では残すという意味は一体どういうことなのか。

また、新穂、両津については必要があれば開館するという趣旨の本会議の説明ではありましたが、これは事実上の物置、閉館ということになるのではないかと。今後の世界遺産あるいはジオパークなどの登録を考えたときに、やはりそういった資源として、私こういった形にしておくのは問題があるのではないかと思います。どうのようですが、どのような審査をされたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 総務文教常任委員長の答弁を許します。

中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、本議案の改正の趣旨は、委員長報告でも述べましたとおり、現在閉館をしている佐渡博物館を平成26年4月1日から市立の博物館として設置をし直すためのものでありまして、したがって中川議員お尋ねの新穂の民俗資料館や両津の郷土博物館の件につきましては、本議案には直接出てこない施設でありますので、今定例会における委員会審査の中では踏み込んだ審査はいたしておりません。ただし、中川議員お尋ねの市の博物館統廃合計画との関連につきましては、過去に議員全員協議会等で説明がされておりますので、当委員会の審査とは若干離れますが、私のわかる範囲でお答えさせていただきますと、市の博物館等の将来構想によりますと、両津郷土博物館及び新穂民俗資料館につきましては平成25年度中に閉館をするということになっておりますけれども、一定の機能は有したまま公の施設として存続するものとされております。したがって、市の施設として廃止するわけではございません。よって、本条例上は施設名が残るということでございます。

2点目の新穂、両津は物置になるのではないかとということでございますけれども、この両館につきましては、市の将来構想の中では25年度中に閉館をし、一般公開を停止し、原則的には収蔵施設として利用することとされております。ただし、今定例会の本会議において、小林教育長が中川議員自身の質疑に対して閉館にするか、あるいは休館にしておいて必要があるときは見せられるようにするのか、博物館協議会の意見も聞いた上で考えていきたいとご答弁されております。よって、本件については市の方針はいまだ未確定の部分があると私は理解をしております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 3点ほどお尋ねをします。

まず、1点は、今委員長の言ったことかというと、これまでの博物館統廃合あるいは合理化の計画ではなくて、今後博物館協議会等で方向は具体化になるという理解でいいのか。私はそうではなくて、本会議であつたように、これまで議員全員協議会とかでもともと廃止をしたいという意向が教育委員会、博物館協議会の意見を聞いて、両津と新穂については閉じてあそこですするというのがもともとの博物館協議会の意見だったから、私は今のとは違うのではないかというふうに思うのですが、その点が1点。

もう一点は、9月議会あたりでちょっともめた、借地の上に建っているところをあのときは買う、買わないというような話でしたが、借り受けて大丈夫なのかという点はどのように解消されたのか。

2点目、これは審査をしていないということになるのだろうが、これまでの行革の流れでいきますと、民間でやれることは民間、民間のほうが管理や手法がうまい、行政がやると採算が合わないというのが佐渡市のこの間の行革路線の方針なのですが、こればかりは逆に民間がやっただめなものを行政がやるという形になるわけであります。これは、非常にこの間の方向性説明とまた全く違うのではないかというのは、その辺はどのように、審査をしていないということになるのでしょうかけれども、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（祝 優雄君） 中川委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員にお答えをいたします。

借地の件であります。その点につきましては、その上の建物を無料でお借りすることなので、そこを買い上げるとか、解消されたというふうにはなってはおりません。

あと、博物館の民間でやれるようなことを何で官がやるかということだと思いますけれども、民間で運営ができなかったのも、私は佐渡の貴重な財産等を島外に流出させないためにも、これは公、市営にするものだとしております。

あと、済みません。答弁漏れ。先ほど中川議員が世界遺産等への影響はどうなのかという質問があつたと思いますけれども、本委員会においては特に問題があるというような指摘はございませんでした。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 委員長のほうで踏み込んだ発言があつたので、もう一回聞きます。

民間でやっただめだけれども、貴重な財産はやっぱり引き継ぐべきだと、私はそれはそのとおりだと思うのです。私は、もともと行革路線の立場とっていませんから。ならば、営々と両津で引き継がれてきた両津の博物館のものも新穂のものも、やっぱりしっかり引き継いでいく形こそ必要ではないか。一般会計で出ている500万円余り、今の博物館を単純にリニューアルして、今の中身程度でやるというわけでしょう。私は、そこはやっぱり委員長が言われたとおり貴重な財産、私立でやってきたのも貴重だし、公でやってきたのも貴重だから、そういった中身を、単純に設置する条例というのではなくて、やはりきっちりその中身に踏み込んだ審査が必要だつたと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 中川委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） あくまでこの条例の審査だったので、そこまで踏み込んではおられませんけれども、今後佐渡博物館において新穂と両津の両施設の貯蔵物を持ってきて展示するようなことは可能ではないかと考えております。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第140号についての質疑を終結いたします。

これより議案第140号 佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂B＆G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B＆G海洋センター）についての討論に入ります。

村川四郎君の反対討論を許します。

村川四郎君。

〔14番 村川四郎君登壇〕

○14番（村川四郎君） 反対討論を行います。

議案第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂B＆G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B＆G海洋センター）の反対討論を行います。大きくは2点の理由です。1つは、指定管理者の選考方法への疑問、2つ目はこの議案を含め、現在の市の指定管理者制度への我々議会の対応姿勢へ自ら警鐘を鳴らすための反対討論ですので、よろしくお願いします。

まずは、選考方法ですが、募集の期間が余りにも短過ぎることです。今回の指定管理の募集案内の一般への公開は、8月23日の市のお知らせ版1回きりの掲示で、その後はインターネットの佐渡市ホームページからのみで、それも非常にわかりにくい。インターネットで市のホームページを開いて、施策・計画から市政概要へ入り、それから入札・発注・委託へ入り、そして指定管理者へと入らないと、指定管理の公募内容は見るできません。であるのに、佐渡市の公募情報はなぜか市の広報には一度も載せず、CNSテレビや佐渡テレビも使っていない。庁議でも話題にせず、地元支所や地元教育委員会、それから地域の地域審議会にも事前相談や諮問もない。決定的な疑問は、現在同じ敷地内で温泉、レストラン、宿泊、飲食施設、団らんの部屋、テニスコートなどを3年前の指定管理後に譲渡を受けて運営している地元団体に何も相談がなかったことであります。この団体の副社長には、代々佐渡市の副市長の名前があります。行政の縦割りの中で、羽茂の温泉施設はもともとは観光振興課の所管であって、今回のB＆Gの施設の管轄は社会教育課ということで、関係ないということで情報が行かなかったのでしょうか。本来ならば、当然指定管理に出す前に、地域の活性化のためにも地元の団体に一体的運営の相談をして、決断の時間も与える。その結果、地元で指定管理ができないというのであれば、もっと広く時間をとって、例えば旧市町村の東京とか関東のそれぞれの佐渡人会、OB会なども広く公開して、よりふさわしい適任者を探す努力をすべきであったのではないのでしょうか。これは、他の指定管理施設にも共通していることです。現在何

人かの島外での成功者が佐渡にいろいろと貢献されている方もおられます。

次に、選考決定の点数の配分にも疑問があります。今回の149、150、151号の3議案のスポーツ施設の指定管理金額は、3年間で2億7,000万円、年間約9,000万です。同じ団体が同じようなスポーツ施設に応募した点数が149号、151号では64点の判定であったのに、なぜか150号は70点となっております。150号の施設にはほかにもう一社応募していて、その会社の点数は64点。だから、意識的に差をつけるためにげたを履かせたとも見えます。なぜなら、9人の審査員の配点表を見ると、I氏だけがA社とB社で149号では20点の差、150号では29点と大差の配点をしています。ほかの8人の審査員は、せいぜい2点、3点、4点、5点、6点、7点、8点までの差です。そして、不思議なことにこのI氏は、競争のない議案151号の審査には参加していません。同じようなスポーツ施設の64点であるはずなのになぜ70点になるのか、疑問であります。

そして、今回の募集期間にも問題がありまして、9月9日から10月15日のわずか36日間に申し込みとなっております。最低でも3カ月とか半年は要しないと、やる気と能力が備わった指定管理者は見つからないのではないのでしょうか。事前の根回しがないと期日に応募できないくらい短く、9月9日の公募から説明会への参加申し込み期限が10日から2週間しかなく、説明会はその2日から4日後です。例えば9月9日に公募を知って、参加申し込み期限の11日後の9月20日までに説明会参加申込書に必要事項を記入して、9月24日の説明会への参加を佐渡市財務課庁舎整備室管財係へ申し込まなければなりません。これでは、民間の初めて申し込む組織、団体、会社などではまず手続は困難です。社会福祉協議会やスポーツ振興財団や、または社会福祉法人などであれば事前に情報も入るし、書類作成はなれているから、可能でしょうが、行政の書類は本当に面倒くさくて、一般の人たちにはちょっとやそつとでは書けません。地元ではこの151号の施設は、総務文教委員会で採決が行われる12月20日の2日前、すなわち12月18日の地元温泉の役員会で初めてB&G施設等の指定管理者公募を知ったとのことで、当日中に決定することは無理との連絡を私は受けました。

この議案は、総務文教委員会では可決されましたが、我々議会はこの事例や今回の指定管理議案の9件、産業建設委員会に付託された議案146、147号も含め、議会として、委員会として、一議員として、執行部案を単純に審査して指定管理者を承認してはいませんか。最初の指定管理の3年間に独立を前提とした前向きな事業経営をせず、だらだらと指定管理料を頼りにした消極的、縮小的経営を見過ごしてこなかっただろうか。これまでの指定管理の現状を見ると、指定管理者の多くは独立心に欠けていると言わざるを得ず、議会の責任も大と言えます。我々議会が3年前、6年前の指定管理者導入の時点でより広く有能な管理者を公募して、能力を見きわめ、運営を任せる努力を行っていたなら、事業拡張や安定経営が継続できた施設も幾つかあったかもしれません。もっと適した指定管理者を選んでいたら、3年後の今回は無償譲渡をできた施設もあったかもしれません。議会は、指定管理者制度の導入ということで満足していなかったか。補助金頼りの運営を黙認してきたのではないか。二元代表制の議会機能としての執行部に対する監視、監督機能以前に、我々議会内の指定管理者制度に対しての議論がまだまだ不十分と認めざるを得ません。執行部ではなく、我々議会に警鐘を鳴らし、反省を促すため、また今後も継続される多くの指定管理の事案に真剣に対処する姿勢を議会として貫くためにも、この議案は廃案にして再スタートしなければなりません。公募方法、配点方法、指定管理者制度そのものの見直しをきっかけとしなければな

りません。どうか市民代表の議員の皆様、党派、会派を超えて、一議員としての良識ある判断をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第151号についての討論を終結いたします。

これより議案第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂B＆G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B＆G海洋センター）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、請願第10号 柏崎刈羽原発の再稼働を認めないことを求める請願についての討論に入ります。

中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。日本共産党を代表して、請願第10号、柏崎刈羽原発の再稼働を認めないことを求める意見書の提出を求める請願について、採択をすべきという立場で賛成討論を行います。

意見書の提出者は、原発ゼロをめざす佐渡市民の会です。請願趣旨、福島第一原発事故は放射能汚染を拡大し、多くの被災者からふるさとを奪うとともに、農林水産業や観光業などあらゆる産業経済に深刻な打撃を与えています。原発事故は、一たび放射能物質が放出されると、その被害が空間的にも時間的にも社会的にも広がり続け、人類がそれを防止する手段を持っていないのが現在の実態です。世界一集中立地の柏崎刈羽原発で重大事故が起これば、被害は福島第一原発を大きく上回る危険性があります。原子力規制委員会のシミュレーションでも、柏崎刈羽原発の全機で事故が発生した場合、避難基準、1週間の積算被曝線量100ミリシーベルトを上回る放射性物質は30キロ圏を超え、40.2キロまで広がる可能性があることを発表しています。佐渡市は佐渡の南端で、柏崎刈羽原発から50キロの距離がありますが、福島第一原発事故による放射能汚染は50キロを超えて広がっています。離島の佐渡にとって深刻な問題です。このような危険な原発の発電政策を転換し、再生可能な自然エネルギーによる方向を目指すべきです。ところが、福島原発事故の検証もなされていない中、東京電力は6号機、7号機の再稼働に向けて安全審査を進め、原発の再稼働を進めようとしています。原発推進のエネルギー政策でなく、再生可能な自然エネルギーへの転換を進めるとともに、柏崎刈羽原発の再稼働を認めないことを求める意見書を関係機関に佐渡市議会として、地方自治法第99条の規定により意見書を提出してください。請願項目1、柏崎刈羽原発の再稼働を認めないこと。以上、意見書も請願趣旨とほぼ同じであります。

私たち日本共産党は、一般質問でも何度も原発問題を取り上げてきました。市長は、原発事故のとき周りが全部海で、佐渡の場合はどこも逃げるところがなく、陸続きの市町村とは違っていると、人間がやることで安全ということはある得ないと思うと、福島で1回大きな失敗した分析や、どこが問題だったということ

もしないで再稼働はあり得ないという基本的な立場は前から変わっていませんと、甲斐市長は柏崎刈羽原発再稼働ノーの姿勢を表明しています。とにかく市長は、再稼働には断固反対だし、意思表示もするし、反対をどこまでも貫き通し、東京電力と新潟県知事に反対という意見も出しますよと、皆さん、市長の歯切れのいい、いつも大きな声でこのように言っています。要は、この意見書のように原発の再稼働はやめてくれと市長は言っているのですよ。各議員の皆さん、こういうときこそ市長を後押しをする、2013年12月25日はこの瞬間なのです。そして、トキと共生する佐渡市として、モデルの島として再生可能な自然エネルギーに本腰を入れる、これを佐渡市として、島として宣言をすれば、国から予算がいっぱい来ますよ。今回派扱いとなるこの柏崎刈羽原発再稼働を認めないという意見書は、日本共産党以外、新生クラブ、市政会、地域政策研究会、自由・三クラブ、民主党、政友会の全ての会派は反対というのですが、そのような会派はどんどん原発をやれと、柏崎原発なり全ての原発を動かせというのでしょうか。改めて本会議場にいらっしゃる無会派の皆さんを始め、今ご紹介をしました会派に所属しているお一人お一人の議員の皆さん、この請願は佐渡市として、いや、新潟県、日本全国にとっても重要な一つであることは間違いありません。

また、秘密保護法の廃止についても市政会、地域政策研究会、日本共産党は賛成であります。新生クラブ、自由・三クラブ、政友会、そして何と民主党会派まで反対し、継続審査にして結論を引き延ばしています。皆さん、この秘密保護法は国民の意見を聞かず、勝手に強硬に法律を決めてしまい、違憲立法は直ちに急いで廃止、撤廃にすべきです。皆さん、元自民党幹事長の野中さん、古賀誠さんたちが安倍内閣はこそくな政治が行われていると、戦争への道はとめるべきだと堂々と意思表示を示しています。私たちの議会にも、市政会、竹内道廣代表会派も秘密保護法に関しては堂々とノーと意思表示をし、筋金入りの政治家ではないでしょうか。皆さん、このように元自民党の方たちが頑張って意思表示をしているのですよ。

柏崎刈羽原発は、天気のいい日には赤泊の高台から原発の煙突が見えると言われています。皆さん、福島では15万人を超える避難者が、また県内にもいまだ5,000人近くがふるさとに戻る見通しは立たず、家族もばらばらにされている人たちにどうか思いを寄せてください。クリスマスもお正月も家族と一緒に迎えられないのですよ。放射能被害は、今も多くの国民に甚大な影響を与え続けています。柏崎刈羽原発は世界最大出力の原発、50キロ圏内には113万人も暮らしており、新潟県は豪雪地帯でもあり、一たび事故が起きれば取り返しがつきませんよ。60代の女性はこう言っております。柏崎刈羽原発は世界一だと聞いていたので、不安ですと、使用済み核燃料の処理もできないのに東京電力は再稼働すると言っているが、とんでもないと話をしています。原発再稼働は論外です。柏崎刈羽原発の再稼働を認めるべきでないということを強く指摘して、良識ある議員諸氏の採択されることをお願いし、賛成の討論といたします。

○議長（祝 優雄君） 請願第10号についての討論を終結いたします。

これより請願第10号 柏崎刈羽原発の再稼働を認めないことを求める請願についての採決に入ります。

本案に対する委員長報告は不採択であります。採決は会議規則にのっとり、本案を採択とする諸君の起立により行います。

それでは、お諮りします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決まりました。

次に、議案第131号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第154号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、さきに議決をいたしました議案第130号、131号、140号、148号、151号、154号、請願第10号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

〔市民厚生常任委員長 大澤祐治郎君登壇〕

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） それでは、市民厚生常任委員会に付託をいただきました案件の委

員会内での決定を見ました案件について発表をいたしますので、お願いをいたします。

委員会審査報告。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告をいたします。

議案第133号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により同法の名称が変更されたことにより、条例中で同法を引用している箇所を改めるため、佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）。本案は、心身障がい者福祉センターの指定管理者に特定非営利活動法人佐渡・島福祉サポート21を指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料は、ゼロ円を上限とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）であります。本案は、精神障がい者福祉センターの指定管理者に社会福祉法人とき福祉会を指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料は、ゼロ円を上限とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）であります。本案は、さわたコミュニティセンタービューさわた及び佐和田大佐渡交流活性化センターの指定管理者に株式会社共立メンテナンスを指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料は、4,190万円を上限とするものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。意見。当該指定管理期間終了後における市財政負担の軽減を考慮しつつ、現状の雇用の確保にも配慮し、サービス向上による利用者の利便性向上を図るよう施設のあり方及び運営方法についてさらに検討されたい。

議案第155号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億2,761万7,000円を追加し、予算総額を73億3,740万9,000円とするものであります。主な内容は、一般被保険者療養給付費の増額であり、また、その財源に充てるため予備費を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第156号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、平成25年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,989万1,000円を追加し、予算総額を82億83万円とするものであります。主な内容は、介護サービス等の利用増に伴う保険給付費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第159号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ516万8,000円を追加し、予算総額を5億8,038万4,000円とするものであります。主な内容は、燃油高騰に伴う光熱水費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

とつとつでありましたが、ようやく報告ができました。以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について、いわゆるビューさわたの指定管理について反対の討論を行います。

先ほど指定管理の問題で、指定管理のあり方そのものについて大きな指摘をされた方と私は基本的に同じであります。今回のビューさわたの指定管理について言えば、運営経費の差は40万円の差であります、その40万円の差で大きな点数が開いています。実際の差でいえば、ほとんど今回とる日本的にも大手の業者とは差がなかったものであります。そういう意味でいえば、もっと本来大手の業者さんが入ってくるのなら、もっと大きな差が開くべき運営の提起があつてしかるべきものだったというふうにまず私は考えます。具体的に言えば、今ほど言いましたが、資本金51億円もの日本国内だけでなく大手企業への指定管理であります。31年を目指してこのように次々と指定管理をしたら、最終的に島外業者ばかりだったということになりかねないのではないかと。先ほどの議員も言いましたが、これまでの指定管理と違ったあり方をきっちり考えていかなければならない時期に今来ているのではないかとというふうに思います。

指定管理については、平成23年に総務省が指定管理に関する通達見解を示しております。これは、私も何度も取り上げてまいりましたが、指定管理そのものが経費削減のツールであってはならないという注意と喚起を総務大臣自らが促したものであります。財政が縮減する平成31年を目指す中、内的発展をやっぱりつくっていく、そして地域の経済を強くしていくという姿勢での指定管理のあり方が私は必要ではないかというふうに思っています。また、加えて言えば、先ほど通りましたが、戦略官でありますとか、官民協働委員会とか、公がやることと民間でやることの境が非常に曖昧になってきていて、非常に問題も起きているというふうに思います。そういった点で警鐘乱打を鳴らすという意味も含めて、反対の討論といたしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 議案第145号についての討論を終結いたします。

これより議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決をいたしました議案第145号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

〔産業建設常任委員長 村川四郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第132号 佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成26年4月から消費税率が改定されることに伴い、水道加入金及び上下水道使用料を改めるため、関連する条例を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第134号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の制定について。本案は、平成25年度の税制改正に伴い、国の特別措置で支援する4業種において設備の取得等が行われた場合、固定資産税を課税免除する特別措置を設けることにより産業振興を図るため、佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第135号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現行条例の制定目的である雇用の拡大をより明確にするため、工場及び事業場の増設または移設についても常用労働者の確保を奨励措置の対象要件とするよう佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第136号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、道路法等の一部改正により、国の事業のうち道路占用料を徴収することができる事業が廃止されたことに伴い、減免の要件となっている箇所を削除するため、佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第137号 佐渡市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、河川法の一部改正により、農業用水等を利用した従属発電の水利使用について許可制にかえて登録制が導入されたことに伴い、佐渡市準用河川占用料徴収条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第138号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により同法の名称が変更されたことにより、条例中で同法を引用している箇所を改めるため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第141号 新たに生じた土地の確認について（柿野浦地内）、議案第142号 字の変更について（柿野浦地内）。以上2議案は、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線の道路改築工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、新たに生じた土地の確認及び字の区域を変更することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）。本案は、佐渡海洋深層水分水施設の指定管理者に新潟県佐渡海洋深層水株式会社を指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間であります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。当該施設については、今後海洋深層水利用者の掘り起こし、事業収入の取り上げ増加目標を立てて取り組む必要があると思料する。本委員会で前回指摘したことが履行されていない。さらなる指定管理料の減額に向けて、経営努力を行うよう管理、指導していくこと。

議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）。本案は、赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉の指定管理者に一般財団法人赤泊振興公社を指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間であります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。当該施設については、南部地区に宿泊施設が少ない現状から、経営努力することにより指定管理料なしで経営ができる施設と思料する。安定的な経営を行うため、引き続き経営努力を行うよう管理、指導していくこと。

議案第153号 市道路線の廃止について。本案は、圃場整備事業の地区編入により、市道宮坂線支線7号を廃止するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第157号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成25年度佐渡市簡易水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ1,834万5,000円を減額し、予算総額を10億3,493万3,000円とするものであります。主な内容は、国庫補助金の減額に伴う建設改良費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第158号 平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成25年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ408万4,000円を減額し、予算総額を30億9,896万8,000円とするものであります。主な内容は、下水道管理費の増額及び下水道建設費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第160号 平成25年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、平成25年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的支出の予定額に277万7,000円を追加し、資本的支出の予定額に37万

1,000円を追加するものであります。主な内容は、営業費用の増額及び企業債償還金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第7号 TPP交渉に関する請願。本請願は、TPP閣僚、首脳会合を前に、自民党における3月のTPP対策に関する決議等を遵守し、農林水産分野の重要5品目等の聖域が確保できないと判断した場合には、即刻交渉からの脱退も辞さない不退転の覚悟を持って交渉に臨むことを求めるため、関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上。

○議長（祝 優雄君） これより議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）についての質疑に入ります。

猪股文彦君の質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 委員長にお伺いしますが、資料を見ますと管理料が安くなったということですが、メンテナンス料が2年に1回ということは、指定管理の年によっては1回でいいことと2回でいいことがあると思うので、今回は1回でいいのではないかというだけのことなのではないかと思いますが、別の意味で安くなったのかどうなのかお聞きいたします。

それから、人件費がここでも50万となっていますけれども、先ほども私130号で給与について話しましたが、一般的にはこれは高くはないと思いますが、佐渡の実情からすると、指定管理に出すのとしては高いのではないかなと。もうちょっとこれを佐渡の人件費の水準に落とすとか、さらなる工夫が必要だったことを指摘したのかどうなのか。

それから、3番目は、自主事業の仕入れというのは何を指しているのか。

もう一つは、ちょっと通告はしてありませんけれども、意見でもっと利用者をふやせということなのですが、あそこに飲料水の工場があると思うので、相当それが売れているというふうに聞いておりますけれども、これとの絡みが何かあるかどうか。

4点お教えてください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 猪股議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、指定管理料が安くなったというけれども、今現在の23、24、25年度はメンテナンスが2回あったので、次年度からは、1年置きですので、26、27、28年度だと1回だけでいいということで、その分が安くなっただけではないかということですが、おっしゃるとおり、ご指摘のとおりで、次年度はメンテナンスが1回だけですので、トータル的には見た金額は安くなっていますが、実質金額は正直言いまして年30万ずつ、3年間で90万指定管理料がふえております。この原因は、実は指定管理料を前3年から今の3年へと下げてきた時点で24年度、25年度と赤字が出まして、22年度までは収支が45万ほどの黒字だったのですが、指定管理料を入れても23年度は80万7,000円の欠損となり、24年度は178万、約180万の赤字となっております。本来ならば、次の3年はもっとさらに指定管理料を減らすべきと我々も当然考えましたですが、審査の中で、この事業を継続してあと3年やっていただくためには、メン

テナンス料が1回ということで、メンテナンスを入れれば前の3年よりもトータル的には下がるということで、この事業を継続してもらおうという前提のもとに金額はこの金額で認めたわけです。

次に、人件費の50万というのは、おっしゃるとおり、人件費、1人40代の方の給与が607万8,000円と、月収にすると約50万ということで、高いのではないかとはいえますけれども、年齢的なものと、この人が正職員今1人なわけですし、佐渡市の報酬に合わせて、この年代で福利厚生も含めた給与でありますので、それを考えると年収600万というのは、高いといえば高いけれども、市の職員と比較した場合いかがということで、この人件費を認めたということでもあります。

それから、3番目の自主事業とはということなのですが、今回この海洋深層水は大変委員会の中でも議論があって、即やめるべきという議論もたくさんありました。ただ、これは海洋深層水の事業は人質といいますか、補助金返還という、補助金適化法にあわせても、今この事業を中止したりすることによって、現在残っている約8億円の補助金というものが返還、トータル的には12億ぐらいになるのですが、起債全て合わすとですね、それを返還しなければならない。指定管理料と補助金の起債の残りとのイーブンになるのがあと約10年後ですか、平成三十七、八年ということで、どちらにしてもいろいろ、無償譲渡等々も当たりましたけれども、今のところはそれは出ていないということで、とにかく事業を伸ばして、売り上げを伸ばして、できるだけ指定管理料に頼らず黒字に持っていくにはどうしたらいいかということで、事業運営等の予定表も計画も立ててもらいました。その中で、新しい試みの事業としていろいろ、エビとかイカとかカニ、ナンバンエビですね、そういうものを贈答品として使ってもらうとか、ホテルとか宿泊施設、すし屋さんとか、それから島外の飲食店等々、母体である大庄さんのチェーンとか、そういうところに売り上げを伸ばすという、その中には山菜とか柿とかル・レクチェも入っているのですが、その売り上げを伸ばすということが自主事業の中かなり積極的に入れてあるなというふうに委員会は捉えました。

4番目の利用者をふやすということなのですが、この分水施設は現在かなり利用していただいている大手、それから個人の人がおられるのですが、この深層水の利用を、現在販売所が島内に4カ所あるのですが、それを10カ所にふやす、週1であるものを週2回にふやすとか、それから例えば地域、南部地域とか、仮に羽茂だったら毎月第何日曜日とか土曜日に何時に配達しますよとか、そういうようなことも含めて積極的に、ある程度の深層水のタンクの本数が集まれば配達もするというような計画を立てて、深層水の利用率アップも約倍以上の売り上げ目標を立てています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 何か丁寧にご答弁いただいたのですが、余り意味がよくわからなかった。基本的には、これは畑野町の大失敗ではないかと思うのです。恐らく水氷に使えるとか、あるいはよく効く化粧品に使えるとか、もっと発展的なものだろうと思ってこれをやったのだろうと思うのですが、いつも産業経済で問題になる、両津のそれならイカとか、そういう水氷に使えるかというとならないという、よくその辺をやらないと、そして高い1,200万か何かで車を買って、それでそこから水を運んで、水氷つくったものを運んでくるけれども、今度は固まって鉄パイプで壊さなければ使えないと、こういう実態がもう何年も続いているということ自体、総務省の次官通達で出ているように、実際問題として新しい佐渡市の足か

せになっているとすれば、どこかでけりをつけなければならないというふうな意見は出ませんでしたかということが1点。

それから、海洋深層水なのに何かル・レクチェとか柿のというふうな話、その辺がよく理解ができないのですが、それはどういう意味なのですか。この水を使った事業だとすればどんなふうなことをやろうとして、それも委員会が良としたのですか。

○議長（祝 優雄君） 産業建設常任委員長、村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） まず、2点目のル・レクチェとか柿とかいうのは、いわゆるパートとか臨時職員をうまく使うというのと施設を効率的に使うということで、深層水事業とは別にそちらのほうも実際3年ぐらい前から始めて、じりじりと事業的には伸びていっているということで、その中にもほかにも山菜あたりがかなり売れている、それからナガモとかあるのですけれども、いわゆる一体的な地元産も余裕のある範囲で売っていくということでの事業であります。

あるところでいいかげんに見切りをつけろとのご提言ですけれども、我々委員会もその意見は非常に強く執行部にも申しました。先ほども言いましたけれども、補助金適化法の中で、これを廃止した場合に補助金等々の返還額が10億5,000万、施設の解体費が1億7,000万ということで、起債残の2億8,000万等々を入れると12億以上の補助金等々を返さなければいけなくなるということで、有償譲渡ができないのか、それから無償譲渡というか、一番いいのは有償譲渡ができれば一番いいのですけれども、無償譲渡さらにプラス補助金をつけて、無償プラスアルファでも受けてくれる団体といいますか、企業があればという議論もしました。そういう中で、今後3年間ににおいては、一番この予算を通すきっかけとなったのは、先ほど私反対討論のところでもやりましたけれども、指定管理者制度を導入して管理者が決まってしまうと、どちらかというと議会もそうだったのですけれども、行政、執行部の皆さん方もああ、やれやれ、行き先が決まったか、3年間ほっとして監督、指導というのを全然しなかったケースが多かったです。今回は、産業振興課とのやりとりの中で、褒め言葉で言えばちょっと目の色が変わったというか、執行部も真剣な表情で、何とかこの事業を少しでも佐渡市の負担にならないようにするためにしっかりと指導、監視していく体制をつくるという気持ちが伝わりましたので、それをよしとしたわけでございます。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第146号についての質疑を終結いたします。

これより議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）についての質疑に入ります。

猪股文彦君の質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 前回指定管理に出すときに、当時担当委員会は若林委員長だったと思うのですが、その当時の金子前議員からの強い要望があって、どうするかというふうな中で、全島の中で最初に譲渡されると困ると、今回だけ指定管理に出して、次から地元で受けるからというふうな約束を議会としてあって、恐らくテープを起こせばそのことが出ているし、意見にもついておると思うのですが、そのことはどのような議論になりましたかということが1点。

事業として利益を上げようとする意欲が見られないのではないかと思いますのですが、例えば譲渡した畑野のこがね荘へ行くと一生懸命です。私ども地域の人は何回か利用させてもらっているのですが、そういうのと、言ってみると何か役所と同じように腕組んで待っておるような格好で、これでは全く事業として成り立っていないというのが見え見えで、譲渡してしまえばこがね荘みたいになるのではないかと思いますのですが、一体この現場へ委員会の皆さんは個人でさらっと視察に行ったことがあるかどうか、本当に意欲が見られるというふうにして委員会では見ているのかどうなのか。

それから、3番目ですけれども、指定管理について今回の議会はいろいろ出ております。行政改革課長は委員会の答弁で、事業で収益が上がるものは譲渡するのが常道だと、それから運動施設など上がらないものは直営でやるか指定管理に出すのだということを答弁されておりましたけれども、全くそのとおりだと思うのですが、その区分けが、先ほど産業建設常任委員長から指定管理についてのご答弁の中に発言がありました、全くずさんな指定管理の出し方だと思うのです。その辺について委員会ではどのようなご議論があったか説明願います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 猪股議員の質疑にお答えします。

まず、最初の前回の意見ということで、平成22年12月議会、3年前のときに当該施設については補助金適法法との関連を精査し、既に民間譲渡された温泉施設と同様に、速やかに民間譲渡を検討すべきという意見をつけました。それで、それに沿って今回も議論をしたわけですけれども、先ほどの深層水の施設とも共通するのですけれども、もろ刃の剣を喉につけられたというか、これもこの施設を譲渡するためにいろいろと募集をしましたけれども、そこまでは至らなくて、この事業を中止した場合もやはり2億4,000万ほど現在国費、県費を合わすと補助金を返さなければいけない。この2億4,000万という金額は、指定管理料に照らし合わすと約10年分以上に相当するということが説明されました。

次に、2番目の現地確認ですけれども、個々人の委員が現地を確認してみたかということまでは委員会としてはしていませんけれども、委員会としては今議会中に現地視察をしまして、それでそこでいろいろと地元の状況も聞き、また委員の中でもどうしたらこの施設を有効にやっていけるかという議論は十分いたしました。その中で、1つ変わったのは、私は小木ですので、よく知っているのですけれども、今まではこの施設は施設長、トップの方は定年退職された行政のOBがずっとやられていたのです。今は40代ですか、若手の方が専任でやられていて、かなり前向きの姿勢を持っておられまして、この施設はいろいろと今年度に入って、24年度からですけれども、数字が上昇傾向にございます。ご承知のとおり南部の宿泊施設、大型施設というと小木の某ホテルと某旅館であったのですけれども、この大型施設2つが昨年、一

昨年から閉鎖しました。そうすると、50人、60人の飲食、宴会等々ができる施設がもう本当に南部に限られているということで、それもある宿泊者、利用者もふえておりますし、それと今後耐震化の問題等々も問題となれば、南部地区における本当に数少ない施設の一つにもなりますし、北陸新幹線、それから新造船等々で観光客がふえるという前提があれば、そのときに南部地区にしっかりした宿泊施設が足りないということにもなりますので、やり方によっては、委員会の中からも俺がやればすぐ黒字にできるしという、そういう議員もおられたのですけれども、そのぐらいの目標が立てられる施設になれるということで、この施設自体もことしから新しくホームページをリニューアルしまして、インターネットによる宿泊予約とか食事の予約もできるように改定しましたし、宿泊者をふやすために、収入を安定させるために、今大きい会社なんかになると大抵契約保養所とかを持っていますし、そういう形で企業の契約保養所としての3年間とか5年間の契約を結ぶことによって安定した宿泊者と収入にも結びつくので、そういう方面の営業活動も行っていくという経営方針をお聞きしました。

3番目の議員の行政改革課の答弁のように収益が上がるものは譲渡、出ないものは直営という意見なのですが、全くそのとおりでございます。その中で、この施設は今のやり方と佐渡市の観光行政、交流行政が軌道に乗れば、少ない、もう3年以内に無償譲渡といいますか、独立して経営をやっている施設に絶対なるのではないかというのが委員会の総意でございました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君の質疑を許します。

○17番（猪股文彦君） 今の委員長の答弁で、何か見通しが明るいように聞きましたが、1つだけ委員長の答弁で違うのは、これやってもいいという地元の人がいたのですが、公募をしていないと思うのです。公募したのですか。ただ公募をしていなくてそういう話だったというのではないかと思うのですが、その内容によってはこの施設を受けてもいいよという企業があったのだけれども、公募をしていなかったと私は聞いておるのですが、その1点だけお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 譲渡してやっていただけたところはないかといういろいろ探したというふうには聞きました。しかし、現状では指定管理料なしの無償ではやっていけないということで、どうしてもあと3年は指定管理料を払って、指定管理の中で独立を考え……

〔「公募をしたのか」と呼ぶ者あり〕

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 公募というか、どういう形の公募か知りませんが、執行部としては、観光振興課の担当なのですから、無償譲渡でやっていける団体がないかということを探したというところまで聞いておりますけれども、公募という正式の形は聞いておりません。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第147号についての質疑を終結いたします。

これより議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号 佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議決をいたしました議案第132号、146号、147号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩といたします。

午後 4時01分 休憩

午後 4時10分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第110号から議案第124号まで

○議長（祝 優雄君） 日程第3、決算審査特別委員会に付託した案件についてを議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、近藤和義君。

〔決算審査特別委員長 近藤和義君登壇〕

○決算審査特別委員長（近藤和義君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、20日間にわたる審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第110号 平成24年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。１、歳入総額513億3,059万3,130円、２、歳出総額487億7,588万1,291円、３、歳入歳出差引額25億5,471万1,839円。

審査における指摘事項は、次のとおりであります。指摘事項。１、市税の収入未済について。平成24年度決算における市税の収入未済額6億9,875万4,639円のうち、固定資産税の収入未済額が5億6,030万9,458円と80.2%を占めており、その大半が観光関係業者によるものとなっている。これほどまでに多額の滞納が生じたのは、今日までの徴収に対する甘さがあったと断ずる。今後は、債権の回収について市長自らが先頭に厳しい態度で臨み、全庁で危機感を共有し、債権の回収がしやすくなるような例規整備を検討する等全庁を挙げた対応を行い、市民目線から見て不公平感が生じないよう対応すべきである。２、不納欠損について。企業会計を含む全ての会計において行われた平成24年度の不納欠損の総額は、7,311万9,511円と前年度と比較して910万61円増加している。負担の公平性を確保する観点から、安易な不納欠損処分はすべきでない。３、不用額について。平成24年度決算では15億7,307万8,654円の不用額が出ており、前年度決算と比較して1億3,621万671円も増加している。平成23年度における経済対策予算が平成24年度へ繰越されたことによる影響もあるにしても、15億円余りという多額の不用額の発生は、予算計上に適正を欠いた部分もあるものと思料するので、適切な予算計上を行われたい。４、地方文化事業負担金（92ページ）について。金山の町佐渡相川の伝統芸能とまつりの保存継承実行委員会が事業主体となり実施された地方文化事業におけるやわらぎを中心とした保存伝承の映像記録編集（227万2,000円）等は、補助事業の計画変更手続がなされているにもかかわらず、市においてその内容が十分に精査されておらず、疑念を招くおそれがある。よって、市は早急に内容を調査し、厳正なる対応をとることを強く求める。５、レジ袋ゼロ運動推進委託料（168ページ）について。レジ袋ゼロ運動推進委託事業において、委託金額を下回る事業費となっているにもかかわらず、余剰となった委託料を市に返還せずに、受託者が当該金額を翌年度へ繰越金処理していた。当該契約行為に係る受託者側における実務は環境対策課において行われ、このような不適正な処理が平成24年度を含めた過去3カ年にわたり続けられており、まことに遺憾である。今後は十分に精査をした上で、適正に予算執行を行うよう強く求める。６、トキ生息環境再生事業（162ページ）について。ビオトープ整備事業補助金において、本来NPO法人として事業を実施すべきところが実質的に特定の一個人により行われている事例が見受けられた。補助金交付要綱に反していないものの、不適正との疑念を招くおそれがある事例である。今後は、個々に内容を精査した上で予算執行を行うよう強く求める。７、財産に関する調書について。美術品等の記載漏れが非常に多い。本件は、過去の一般会計決算の審査においても本委員会が指摘しているところであるが、一向に改善が見られないので、早急に改善するよう強く求める。８、官民協働委員会について。既存の委員会等が存在する中で、官民協働委員会には屋上屋を重ねるものもある。また、市長の私的諮問機関に進行管理や実践をさせることは、地方自治法でも想定されていない行為であり、簡素な組織体制とも矛盾していると思料するので、今後のあり方を含め、見直すよう強く求める。さらに、当該委員会が提案した事業について、その委員と関係のある団体等が事業を受託している事例が見受けられた。市民の疑念を招くおそれがあるので、今後精査されたい。９、行政組織について。縦割り意識の弊害と庁内連携の希薄さから類似した事業をそれぞれの課が実施しており、非効率である。庁内の総合調整機能を担うべき組織のあり方について再検討をされたい。10、特別会計及び企業会計への繰出しについて。平成31年度の普通交付税の合併算定替の終了を見据え、

予算規模が段階的に縮小していく中において、特別会計及び企業会計への繰出金の規模も縮小していかざるを得ない。これらの会計は、独立採算が原則であることから、今後は厳しく対応されたい。11、人事行政について。人事考課制度については、現行の運用では十分に機能しているとはいいがたい。人事評価及びその処遇について適切に対応し、職員の育成にも一層重点を置き、市政の停滞を招かないよう対応されたい。12、情報開示に係る市の姿勢について。本委員会の審査において各種資料の提出を求めたが、市の姿勢は総じて情報開示に消極的であった。今後は、積極的に情報開示を行うよう強く求める。また、市民に対しての情報の公開についても努めるべきである。13、買い物弱者対策について。買い物弱者に対する抜本的対策を検討されたい。14、高齢者福祉政策について。高齢者が増加している中で、介護保険制度に依存しない独自の仕組みづくりを具体的に検討されたい。15、消防について。(1)、現在消防体制は縮小から現状維持とする方向転換がなされたが、高齢化が進んでいる市としてより一層火災予防等の活動に努力されたい。(2)、消防職員及び消防団等への情報伝達手段として、SNS等の活用も検討されたい。(3)、消防団の活動が地域により格差が生じており、火災発生時における消防署と消防団との連携が十分に機能しているとはいいがたい。訓練の充実により、その連携を強化するようより一層努力されたい。16、学校教育について。いじめ、不登校の対応が不十分であるので、実態を把握し、適切な対策を講じられたい。17、地域づくり支援について。市民が自発的に行う地域づくり活動に対する支援を充実する必要がある。各種補助制度について市民がより活用しやすくなるよう、その拡充も含めて見直しを検討されたい。18、離島航路船舶建造事業補助金（80ページ）について。(1)、本来あるべき船舶建造に対する新潟県の財政支援が全くなかったことを指摘する。(2)、航路問題特別委員会において議論された中型高速カーフェリーの導入による高速化の実現には至らず、従来型カーフェリーが導入されたことについて問題があると思料する。19、両津港埠頭地区開発事業（84ページ）及び総合体育館建設事業（296ページ）について。平成24年度当初予算に予算計上して半年も経過しないうちに大幅な計画変更が行われており、ずさんな計画であったと言わざるを得ない。市は、大いに反省すべきである。20、大学連携推進事業（98ページ）について。これまでの事業成果について、経費をかけた割には十分な事業効果が得られているとは認められがたい。事業目的について明確に市民に伝わるよう再検討されたい。21、相川支所・相川消防署庁舎等建設事業（98ページ）について。相川支所・相川消防署庁舎は、津波浸水想定区域に建設中である。ほかに適当な建設用地がなかったため、やむを得ず当該用地が選定されたものと理解するが、津波到達時のマニュアルを整備し、緊急時の対応策をまとめられたい。22、市政事務嘱託員の業務について。共同募金会が行っている赤い羽根共同募金について、市民の一部に市政事務嘱託員が当該募金を強制的に集めているとの誤解がある。市は、このような誤解を招くことのないよう事務手続及び市民に対する説明に万全を期されたい。23、すこやかな妊娠・出産事業（152ページ）について。妊婦健康診査の国庫補助は、平成25年度から一般財源化されているが、当該経費は必要な経費であるので、今後も継続して予算措置されたい。24、農業委員会運営事業（180ページ）について。耕作放棄地は、農地化により解消するとともに、農業委員会としての独立性を確保しながらも、農家の声を反映させ、市長部局とも連携した対策をとるとともに、農地の状況が農家等にわかるような対応をとるべきである。25、銀鮭養殖モデル事業（210ページ）について。平成24年度の生産実績は、当初の目標に到達できなかったが、当該事業は実施前から内容を問題視する意見がある中で、このような結果となったのは計画自体に甘さがあったことによるものであると指摘

する。26、住宅リフォーム支援事業（242ページ）について。平成24年10月に募集が開始されたが、その時期は遅きに失したと言わざるを得ない。今後は、適切な時期に事業執行を行うよう求める。27、スポーツ推進事業（292ページ）について。（１）、当該経費の大半は、スポーツ振興財団への負担金と指導員に対する経費で占められている。市民のスポーツへの参画機会をふやすため、スポーツ振興につながる予算を計上されたい。（２）、佐渡市スポーツ振興財団の運営経費として3,812万8,000円が支出されているが、さらに民間資金を活用した運営を行うよう当該団体に対し指導するべきである。28、自校給食管理運営事業（298ページ）及び給食センター運営事業（300ページ）について。総じて地産地消が進んでいない。地産地消率を向上させるよう、学校給食会のみ依存しない食材調達についても検討されたい。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第111号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。１、歳入総額73億2,519万1,233円、２、歳出総額72億3,676万9,978円、３、歳入歳出差引額8,842万1,255円。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第112号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。１、歳入総額 7 億1,571万3,839円、２、歳出総額 7 億429万4,843円、３、歳入歳出差引額1,141万8,996円。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第113号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。１、歳入総額78億3,609万3,729円、２、歳出総額76億7,837万6,475円、３、歳入歳出差引額 1 億5,771万7,254円。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第114号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。１、歳入総額11億75万5,766円、２、歳出総額10億2,270万2,893円、３、歳入歳出差引額7,805万2,873円。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第115号 平成24年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。１、歳入総額30億6,450万6,138円、２、歳出総額29億8,740万7,382円、３、歳入歳出差引額7,709万8,756円。

審査における指摘事項は、次のとおりであります。指摘事項。１、収入未済について。平成24年度における受益者分担金及び負担金の収入未済額は2,792万4,940円、使用料の収入未済額は1,264万7,280円であり、その徴収について努力不足の面があると思料するので、今後は債権の徴収について市長を先頭に厳し

い態度で臨み、収入未済額の削減に向けた努力をすべきである。２、下水道整備計画の見直しについて。計画区域の見直しによる合併浄化槽への切り替え及び投資効率の低い地区に係る工事進捗の取りやめに関して、過去の本委員会も指摘しているが、その取り組みが不十分である。３、下水道接続率について。平成24年度における一般会計繰入金は、15億7,993万8,000円と歳入決算額の51.6%を占め、一般会計繰入金に依存する財政構造となっているが、これは接続率が57.2%と低いことによるものである。この依存体質から脱却しない限り、経営を改善することはできない。そのためには、少なくとも接続率を85%以上とすることが必要であると思料するので、さらに接続率向上に努力されたい。４、接続率の向上対策について。平成24年度における下水道接続件数は387件であり、前年度の下水道接続件数375件と比較して12件の増にとどまっており、平成24年４月から適用された12カ月間の下水道使用料を全額免除する制度導入等の効果がなかったことを意味している。よって、接続率向上対策の再検討を求める。審査の結果、賛成少数で不認定とすべきものとして決定しました。

議案第116号 平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。１、歳入総額 2 億5,074万3,365円、２、歳出総額 2 億4,474万4,186円、３、歳入歳出差引額599万9,179円。

審査における指摘事項は、次のとおりであります。指摘事項。１、放送施設使用料の収入未済について。平成24年度決算における収入未済額は、386万9,415円となっている。今後は、債権の徴収について市長を先頭に厳しい態度で臨み、収入未済額の削減に向けた努力をされたい。２、番組制作費について。番組制作費の決算額は、3,919万8,579円と人件費及び公債費を除く決算額 1 億1,298万6,220円の34.7%を占めているが、当該経費はさらに低減化できるものと思料するので、今後の指定管理料の算定において検討されたい。３、ケーブルテレビ放送施設の利活用について。当該施設は、番組放送以外にもさまざまな用途に活用できるにもかかわらず、その利活用が少ない。このことが59.8%という加入率の低さの要因でもあると思料するので、番組放送以外の利活用について検討されたい。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第117号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。１、歳入総額 4 億8,068万8,517円、２、歳出総額 4 億7,787万4,321円、３、歳入歳出差引額281万4,196円。

審査における指摘事項は、次のとおりであります。指摘事項。経営の改善について。歳入において平成24年度から一般会計からの繰入れが始まったのは、特別養護老人ホーム歌代の里運営基金が残りわずかとなったことによるものである。民間が運営する特別養護老人ホームは、介護報酬のみで運営されている。現在当該施設は、行政が運営する特別養護老人ホームであることを十分に認識し、経営の改善が必要である。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第118号 平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成24年

度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、歳入総額 5 億8,869万7,807円、2、歳出総額 5 億8,410万5,369円、3、歳入歳出差引額459万2,438円。

審査における指摘事項は、次のとおりであります。指摘事項。経営の改善について。一般会計繰入金が前年度決算と比較して1,267万3,000円増加している。民間が運営する介護老人保健施設は、介護報酬のみで運営されている。介護報酬を見据え、施設入所のあり方（長期、短期）についてさらに検討し、施設利用者の意向も考慮しつつ、経営改善に向けた努力を行われたい。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第119号 平成24年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、歳入総額42万1,961円、2、歳出総額42万1,961円、3、歳入歳出差引額ゼロ円。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第120号 平成24年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、歳入総額350万3,682円、2、歳出総額350万3,370円、3、歳入歳出差引額312円。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第121号 平成24年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、歳入総額594万2,103円、2、歳出総額535万1,324円、3、歳入歳出差引額59万779円。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第122号 平成24年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、歳入総額352万8,244円、2、歳出総額332万8,953円、3、歳入歳出差引額19万9,291円。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第123号 平成24年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市病院事業会計決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、収益的収入及び支出。(1)、収入決算額24億939万2,576円、(2)、支出決算額23億5,584万9,313円。2、資本的収入及び支出。(1)、収入決算額 1 億3,952万5,620円、(2)、支出決算額 1 億8,246万7,103円。

審査における指摘事項は、次のとおりであります。指摘事項。1、病院事業の経営について。平成24年度における一般会計からの収入 4 億5,761万2,527円のうち、総務省が定める地方公営企業繰出基準に基づ

かない繰入れは、5,247万1,000円と平成24年度の純利益5,125万656円に匹敵する金額となっている。医事業務を委託したことにより経営改善がなされていることから、さらに検討されたい。2、公立病院としてのあり方について。公立病院にふさわしい病院とするよう診療体制充実にさらに努力されたい。3、窓口未収金について。平成24年度末における窓口未収金は、2,629万4,338円となっている。市国民健康保険と連携をとり、徴収対策をさらに進めるべきである。4、後発（ジェネリック）医薬品の普及促進について。医療費用及び患者本人の負担軽減につながる後発（ジェネリック）医薬品の普及促進を進めるべきである。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第124号 平成24年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、平成24年度佐渡市水道事業会計決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、収益的収入及び支出。（1）、収入決算額15億5,289万8,422円、（2）、支出決算額12億6,640万6,327円。2、資本的収入及び支出。（1）、収入決算額10億6,031万2,782円、（2）、支出決算額16億8,875万8,324円。

審査における指摘事項は、次のとおりであります。指摘事項。1、水道料金の未収金について。平成24年度末における水道料金の未収金額は8,613万1,040円、平成20年度末における未収金額4,993万8,000円と比較して3,619万3,000円も増加している。また、平成24年度の未収金額の58.6％に相当する5,043万8,000円が観光関係業者の滞納によるものとなっている。これほどまでに多額な滞納が生じた一因は、平成21年度に債権収納業務が債権収納対策課に移管されたこともあったが、総じて今日までの徴収の甘さがあったと指摘する。今後は、未収となっている債権の徴収について市長を先頭に、給水停止を含め厳しい態度で臨み、未収金額の削減に向けた努力をすべきである。2、水道事業の経営について。将来的に経営が劇的に改善する見込みが立たない現状において、今後も水道事業を継続していくためには、水道料金の値上げについても考慮せざるを得ないものと思料するので、将来のあり方を見据えて対応されたい。また、収益を改善するため、有収率の改善が必要不可欠であるので、万全を期されたい。3、給水のサービスの統一について。水道事業は、市民の生活の基本である安心、安全な水道水を市民に供給するという重要な事業である。全ての給水区域において水質等の統一が図られるよう努力をされたい。4、水道ビジョンについて。平成28年度までに市内の全簡易水道を水道事業に統合するという水道ビジョンについては、離島振興法が改正された経緯も踏まえ、そのあり方を再考すべきである。審査の結果、賛成少数で不認定とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） これより議案第117号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

加賀博昭君の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、質疑に入りますが、議案第117号が特別養護老人ホーム歌代の里についてであります。それから、議案第118号がすこやか両津のものでございます。そして、議案第123号が病院事業会計の問題でございます。先ほど……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○22番（加賀博昭君） いやいや、それは1本ずつやらない。まとめてやらぬとだめなのだ。

そこで、先ほど産業建設常任委員長がサンライズ城が浜のことで、委員の中で俺が経営すれば黒字になると言うたのがおると、こう言いましたが、それは私でございます。なぜ私がそう言うかということ、私はこの事業系もしくは公営企業系の事業というのは独立採算制で物をして当たり前、一般会計から金もらってやるなんていうのは邪道であると、こういう考え方があるわけでございます。そこで、決算審査特別委員会の指摘はまことにもっともであるけれども、ではどの程度のことを審査したのかということについてこれからお尋ねをいたします。

117号は、歌代の里でございますが、先ほど委員長が報告したように、歌代の里の一般会計からの繰入金というものは、それほど大きなものではございません。そこで、同じ介護施設ということで、すこやか両津でまとめてやったほうが委員長も答弁がしやすいだろうというふうに配慮いたしまして、ここでお聞きをいたします。実は、委員長はこの報告の中で、一般会計から繰入れておるけれども、普通の佐渡市立施設以外は介護報酬で全部やっておると、何でこの佐渡市立だけが一般会計から金入れなければならぬと、そういうことでは困るではないか、改善せよというのが一言と言って決算審査特別委員会の意見でございます。そこで、お尋ねをする。私は、私独自の計算をもってすると、すこやか両津の例えばハビリ介護とか、そういうものを除いて介護入所、介護入所には2通りあります。1つは普通介護といって、これは長期と通称いいますが、これと短期と2つある。これの収入を見てまいりますと、2億9,187万円でございます。私が計算をすると、4億3,362万円入らなければならないことになっておる。それをあなた、あなたというのは決算審査特別委員会は、その数字をしっかりとつかまえた上で、一般会計からの繰入れということについて、今後そういうことのないように経営努力をせいと、こういうふうに言うたのかどうか、その数字の捉え方はどうなのかということをお尋ねをしておきます。第1回目です。

次に、病院事業会計についてお尋ねをします。病院事業会計ではこう言っておるのだ。一般会計から4億5,761万2,527円入れているが、そのうち総務省が定める地方公営企業繰出基準に基づかない繰入れが5,247万1,000円あるのだと、それはまことに不当ではないかというようなことを示唆しておる。そこで、お聞きしたい。この病院というと、両津病院と相川病院でございますが、これは不採算指定病院なのだ。したがって、これに対する交付税が入っているわけですが、それをお調べになりましたか、幾らであるかという。

次に、両津病院の場合は私詳しいのですが、相川病院もそうだと聞いておるのですが、建物を建てたときの返済金額、公債費というのですが、これは全部一般会計から出すということが約束としてされておる。その金額が幾らなのか。

まず、この2つのことからお尋ねをして、さらに深く入ってみたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 今加賀議員からは、117号、118号、123号を一括して質疑がありましたが、委員長におかれては議案ごとに答えていただきたいと思います。

○決算審査特別委員長（近藤和義君） 加賀議員にお答えをします。

順不同でいきます。最後の病院事業会計、加賀議員の言うとおり、企業債元利償還金は両津も相川病院もともに当初の約束で、佐渡市一般会計の負担としています。この経費の主要財源については、議員が言うとおり地方交付税の基準財政需要額への算入、それと特別交付税からも入っております。金額をお尋ね

ですが、まず 3 分の 2 に当たる 4,700 万円、詳しく言うと 4,715 万 6,000 円ですが、これが交付税算入された分で基準内、3 分の 1、残りに当たる約 2,300 万円が基準外、つまり交付税外であります。それでいいですか、1 回目。

歌代の里、議員の質疑通告は、介護報酬以外に一般会計からの繰入れについて、経営責任を問うているのだから、指摘は具体的であるべきだということなので、具体的にお答えします。今の基金残高は、平成 22 年度末で 1 億 52 万、平成 23 年度末で 7,354 万 9,000 円、平成 24 年度末が 3,486 万 5,000 円になっています。これは、決算とはちょっと離れますが、本年度の見込みは 1,100 万と聞いています。基金の繰入金は、過去平均約 3,500 万が年間の繰入れですので、もう既に基金は底をついてきているという状況です。平成 24 年度は、介護報酬改定による基本単価の減額によって 1,354 万 7,000 円の減収になっています。人件費も前年対比で 323 万 6,000 円増額しているというふうなことで、決算報告で指摘したように、民間が運営する特別養護老人ホームは介護報酬のみで運営されているのに、佐渡市直営は何が違うのか具体的に示せと議員の通告であります。一番違うのは人件費です。その人件費、幾ら違うかといいますと、今両津病院と相川病院の医事業務、窓口にいる皆さん、あれほとんどが民間委託です。その委託料は 15.5 人で 5,992 万円、1 人平均 360 万です。歌代の里の正職員今 45 名で、1 人当たり 700 万で、現在平成 24 年度は 3 億 1,000 万人件費に使っています。その差額は、1 億 5,000 万以上となっていますので、民間の運営であれば毎年 1 億円以上の基金の積み立てができるというふうな計算になります。決算審査特別委員から出された、議員指摘された質問、具体的な指摘をせよということですが、まず 1 番目、施設を民間譲渡または指定管理に出すべき。これについては、一部の議員の反対もありました。2 番目、民営化できる部署は民営化すべき。例えばエネルギーセンターを共用しているのですが、両津病院とともに給食を民営化すべき。3 番目として、退職者については臨時職員を補充すること。4 番目、稼働率を上げるべき。平成 24 年度は、病院入院患者の増加で、前年対比、入院患者が増加すると稼働率が低くなるというのは、病院へぐあいが悪くて入院する人が多かったものですから、稼働率がうんと下がって 95.0% となっている。24 年度は、1 割ぐらい例年より低かったということで、96% 以上を目指すべきであるという意見が出ております。

すこやか両津の議員の質問ですが、通告によりますと、23 年度と比較して 1,267 万 3,000 円一般会計からの繰入金が増加しているが、その理由は何かという質問ですが、平成 23 年度は定員外利用による 3.11 の被災地の利用者の受け入れによって、利用率が 95.2% にもなりました。介護報酬も 25 年度より 24 年度はまだ多かったために、24 年度は介護報酬改定で収入減が重なってきて、前年対比で 800 万減収となりました。一方、支出は公債費の増額が 266 万、インフルエンザ集団発生による介護サービス費等の増額が 200 万、合計ちょうど 1,200 万円一般会計からの繰入金が増加をしております。加賀議員が長期、短期を言われました。現在長期と短期の入所の割合、7 対 3 と聞いています。一概に長期を増せばいいと議員の意見でしょうけれども、すこやか両津としては 7 対 3 の経営効率を今後も目指していくという説明がありましたので、議員の意見は意見として聞いておくことにいたします。

2 回目もやります。

〔「2 回目やります」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 加賀議員の質疑を許します。

○22 番（加賀博昭君） 一つ一つやったほうがよさそうだから、俺はまとめてやったらまとめて 3 回でおこ

うと思ったのだけれども、別々にやるようでございますので、別々にやらせてもらいます。いいですか。

○議長（祝 優雄君） 加賀議員、ここまで来たので、まとめてやってください。一括してお願いいたします。

○22番（加賀博昭君） では、一括してやります。では、あと2回でやるのだよ。だから、心して答弁なさい。

私が持っている資料でいくと、24年度のすこやか両津というのは、歌代の里の場合は、これは関連があるので、ここでやれば納得できると思うので、時間の関係もでございますので、私のほうはすこやかで介護施設の問題をまとめてやりますが、実際は入所率というのを長期70%、短期30%と見込んでおるのです。しかし、24年度決算というのは長期68%です。それから、短期は今度は逆に32%、30%が32%にふえておるわけ。その結果どういう数字が出てくるかということ、私の計算では、私がやればですよ……

〔「すこやか」と呼ぶ者あり〕

○22番（加賀博昭君） すこやか両津でいうておる。歌代の里は考えなくてもいい。それで、すこやか両津でいうと、私の計算だと入りは4億3,362万入らなければならない。ところが、決算では2億9,187万、その差は1億4,175万。私が経営すれば、今の経営の姿で1億4,175万ふえるということです。ここのところを間違えぬようにしてください。その結果繰入金は、うそだったらうそだと言ってください、すこやか両津の24年度の繰入金というのは一般会計から1億2,774万2,000円入っておる。そうすると、俺の計算でいくと1億4,175万円だから、優に一般会計から一円も要らない、こういう数字が出てくる。こういうことを具体的に指摘しなさいと私は言うておる。それで、これをあなたは認めますか。

それから次に、病院事業会計についてやります。あなたは、大体1回目の質問の私のあれを認めましたが、ではこれもあなたに聞くのは酷だと思うから、私のほうで持っている数字を申し上げます。病院というのは、これは財務課長、よく聞いておいてください。相川病院と両津病院を持っておるだけで、これは病院の交付税ですよというて普通交付税が2億1,000万円、それから特別交付税のうちルール分という、つまりつかみでぼんと来ておるのではないのだと、これは2つの病院のためにやる特別交付税のルール分ですよというのが1億4,000万円、合わせて3億5,000万円来ておる。これは、総務省が言うお金とは違う。そこで、それでは一体病院が借金なしをしておるお金幾らか。両津病院で4,781万927円、それから相川病院で6,153万4,000円、2つ合わせて1億934万4,927円しかなしていない。1億1,000万足らずのお金を返しておるのに、国は3億5,000万の交付税をよこしておる。何を文句があるかというのは、これは恐らくこの病院の連中も聞いて、それから財務課長、そこで聞いておるだろうけれども、だからこういう仕組みになっておるから、いささかも決算審査特別委員会が病院のことで指摘することはない。的外れだ。金のことでですよ。ただ、公立病院としての、例えば科をふやせとか、そういうことは指摘どおりであるが、お金のことでいえば、国は3億5,000万、こういう病院を持っておる佐渡市だから、このお金は物を言わずに上げますよと、こう来ておる。そこから5,000万出したら何を罰が当たるのだと、俺はこう言いたい。それよりも、それだけのお金があるのだから、もっと病院経営は豊かにして佐渡の医療のために貢献せよ、佐渡病院だけではだめだと、このぐらいの指摘があつてしかるべきだと思う。答弁願います。

○議長（祝 優雄君） 決算審査特別委員長の答弁を許します。

近藤和義君。

○決算審査特別委員長（近藤和義君） お答えをしますが、交付税の算入額、私の持っている資料と若干数字が違いますが、議員は3億5,000万交付税で入っていると、3億7,000万と言いましたか。

〔「3億5,000万。端は切りました、あるんだけど」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（近藤和義君） もし市が負担しなければ交付税が入ってこないわけですから、議員の言うとおりに、病院事業会計は純利益が5,100万円ぐらいですね、それが2,000万ぐらいの赤字になるという計算はしてはみましたが、交付税の算入額がちょっと私の計算と、調べたものと違っていています。いずれにしても、議員から出された改善策申し上げますが、もう一回やるのですか。

〔「もう一回やります」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（近藤和義君） では、その次にします。

歌代の里は、質問がありませんでしたが、すこやか両津の議員が言う長期にすると4億円収入がふえるのに、もっと長期を入れて収入を私ならふやせるという発言だったと思うのですが、実際は稼働率とは長期、短期余り結びつかないという執行部の説明を受けています。議員が言いたいのは、短期ですと入れかえのときにベッドが二、三日あくから、稼働率が低くなるということを指摘したいのだと思われますが、市民のニーズがかなり短期に、ショートに集中しているから、それを無視するわけにはいかないだろうというふうな考え方を執行部のほうから聞いています。実際に全部長期にした場合、議員が言うように今より4億円収入が伸びるかどうかは私は計算していないので、わかりませんが、これも聞きおきます。計算していないので、わかりません。

それから、いずれにしてもすこやかも歌代も、それから病院も、収支の改善計画を3年スパンぐらい、また5年スパンぐらいで見直して、策定のし直しが必要だろうというふうに思っています。そのときに、議員の言う長期、短期の問題から、それから交付税をいかに有利に佐渡市に入れるか、私は民営化もそこへ含めて計画の策定が必要だろうというふうに思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問並びに答弁は、簡潔にお願いをいたします。

それでは、加賀博昭君の質問を許します。

○22番（加賀博昭君） 質問は簡潔なのだが、答弁がだらだらしておる。

そこで、今度は核心に触れる部分を申し上げます。私の計算では、本来4億3,000万を超える収入が入ってこなければならないのに、実際は2億9,000万、1億足らない。どこに原因があるかというのをこれから解明します。あなたは今短期、長期と言うておるけれども、短期でも長期でもいいのです。短期の場合は、1晩1万2,000円です。ホテルと同じ。1晩泊まると1万2,000円。長期の場合は、1晩泊まると1万1,000円。だから、短期のほうが単価としては高いのです。ところが、1週間入ってその人が出ます、短期ですから。ところが、そこは今度は入る人は3日後に入ってきます。したがって、3日はゼロですから、単価が1,000円高かったって、それはとてもではないが、追いつかないということはわかりますね。したがって、私の計算と現在のすこやか両津の入りのぐあいを計算すると、私のやつを100%と見ると、すこやか両津の場合は67%しかない。つまり33%損をしておる。ここに大きな原因がある。これをちょっと改善すれば、こういうことです。Aさんは15日に退所します。そうしたら、その次のBさんを、Aさんが15日に退所するのだから、16日に入れば間断なくつながるではないですか。そうすれば、私の計算の4億3,000万というのが入ってくるのだ。ところが、1人、つまりAという人とBという人との交代の期

間に3日間の空白があるために、67%しか充足率がとれない。それが経営上おかしくなっておるという原因なのだ。それを今度は金額で私が比較してみると、1億4,175万に匹敵するから、そうすれば一般会計から入れておる1億2,774万2,000円というのは、この中に埋め込まれてしまう。一銭も一般会計から入れぬでもいいという答えが出るではないですか。

もう一つ。よく聞いておいてください。総務課長、人事の問題だ。立派なやつを入れると、3人分ぐらいやるのがおるのです。それを1,000人もおる職員の中からどれにしようかなと丸をつけてやるから、行った者もわけがわからぬで苦勞する。能率は上がらぬ。それが今度は経営のところへ波及して、困難をきわめておる。だから、決算審査特別委員会だったらそのぐらいの指摘をするべきだということを私は言うておる。文句あったらそう言うください。間違いないのだ、これは。

それから、今度は病院のことで申し上げますが、病院はよほどのことがなければ、普通交付税の1年間に2億1,000万円、それから特別交付税といったって、これは漠としたものではないのです。ルール分というのがあるって、普通交付税と同じ意味を持っておる計算なのだ。これが1億4,000万円、足して3億5,000万という金が入ってくる。これは、貧しい佐渡市にとってはドル箱でございます。病院で入ってきた金をよそへ使っておるのです。だから、時々病院の院長先生たちは、俺のところへよこしてある金だから、俺によこせと言うておるというのはここなのだ。これが根拠なのだ。だから、病院も、それから介護施設も、すぐ頭の悪いのは民間にやれと言うわけです。民間にやるのではない。経営シップを持った人が経営に当たれば、民間であれ公立であれ全部黒字になる。市長も副市長もよく聞いておいてください。だから、きょうは私は声を張り上げてやっておるわけだ。これは、近藤に質問するという形をとりながら、ぜひ行政にわかってほしい。

〔「何か歌代も……」と呼ぶ者あり〕

○22番（加賀博昭君） 歌代の里はやらない。歌代の里は問題ないのだ、まだ基金持っておるのだから。ただ、今言うた改善計画というものの精神は歌代の里にも適用する、こういうこと。どうぞお答えください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

決算審査特別委員長、近藤和義君。

○決算審査特別委員長（近藤和義君） 3回目お答えします。

加賀さんは、67%稼働率と言われていますが、私のもらっている資料、委員会でもらっている資料は、平成22年度93.4%、23年度95.2%、平成24年度92.7%という資料をもらっています。1億3,000万一般会計繰入金が入っているというのは、正確な数字だと思います。ところが、67%を100%に稼働率を上げると1億4,000万余計入するという計算は私まだしていないので、わかりませんが、執行部の説明ですと今既に92.7%24年度入っているという資料が出ていますので、67%とはえらく数字が違うなと思って聞いていますが、それに対しては答弁ができる状態にありません。

それから、病院について3億5,000万円交付税算入されているというのは、先ほど答弁で申し上げましたように、私の資料はもっと多く入っているというふうに思っています。一応改善計画ですが、委員から4つ、5つは出されたので、申し上げますと、まず窓口未収金が2,600万円、そんなにたくさんあるから、それを解消すべき。それと、ジェネリック医薬品を普及させることによって相当金額が浮くだろう。給食を民営化すべき。今言った病床利用率、現在病院のほうは69%なのですが、80%を目指すべき。そのた

めには、医師と看護師の確保を一生懸命すべきというふうな意見が出されておりました。加賀議員の指摘は指摘として聞いておきますが、ちょっと私の持っている数字と違いますので、後でまたお聞かせを願いたいと思います。

〔「議長、俺はまとめてやっとなるから、もう一回だけ短く……」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） だめです。

以上で議案第117号、118号、123号についての質疑を終結いたします。

採決は、一括して質疑がありましたが、議案別に行います。

議案第117号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、議案第118号 平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定とすることに決しました。

次に、議案第123号 平成24年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定とすることに決しました。

次に、議案第110号 平成24年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔何事か呼ぶ者あり〕

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。決算審査特別委員会の副委員長でもあります。そういったことは全く関係ないので、ご指摘をしておきます。

反対討論を行います。ご承知のとおり、先ほど委員長が読み上げたように、非常に詳しく内容に触れております。若干ダブる点もありますが、我々の立場を明らかにして簡単に述べておきたいと思います。

平成24年度は、大きく2つの角度から予算を見なければならぬと思います。1点は、深刻な不景気が佐渡市発足以来回復することもなく続いており、市民の暮らしや経営状態、農林漁業も非常に深刻な年度でありました。9月には、解雇の状況を見て市長自ら市独自の緊急雇用創出事業をスピードを上げてやったということは非常に評価はできるのですが、結果として非常に効果の薄いものであったということでもあります。今年度でいえば、市町村合併9年目であり、今後の佐渡市のあり方が市民の目線で問われた年度であります。8年間続いた佐渡市政も大きく変化して、先ほど言いましたが、新しく甲斐市長が就任をし、佐渡市議会では3期目となる新しい議員諸君が生まれた年度でもあります。言うまでもありません。これまでの佐渡市政のあり方が問われ、いかに市民の暮らしを応援するのが問われるとともに、このことが新しい市長や議会議員に問われたものであって、これまでの延長線であってはならず、市民の立場で頑張ることが大きく市民から期待をされたわけであります。これが第1点であります。

2点目は、この年度の大きな特徴であります。2012年は、3.11東日本大震災から1年であり、国全体を挙げて3.11の教訓をいかに生かすのかということが重視をされた年度であります。このことは、国、地方の方向を予算で示す地方財政計画の中でも明確に示されました。3.11の教訓を生かすという点では、被災地の復旧・復興事業予算と被災地でない、こういった佐渡市ですが、の自治体が防災を生かすための予算として緊急防災・減災事業の予算の2本立てでありました。また、地域経済の深刻な状況に対応するため、地域経済・雇用対策費などが地方交付税で続けていたものであります。ですから、こういったことにどれだけ有効に使ったかということが問われるというふうに思います。

1つは、先ほど委員長の報告にもありましたが、両津航路における佐渡汽船のあり方、海上国道に責任を持つべき新潟県が新造船の負担を持たず、佐渡市が35%の21億円を負担することが決められました。もちろんこれは、県の姿勢に一番問題がありますが、21億円は市民の負担になるということでもあります。

2点目、両津北埠頭開発と総合体育館の問題であります。先ほど報告でも触れておりますが、総合体育館は3月の当初予算25億900万円だったものが2カ月後の6月議会で32億1,500万円と7億600万円も、28%もの補正がなされるという事態でありました。審査ではチェックが甘かったという答弁であります。事実としてはそのとおりであろうが、チェック漏れなどと寛大に済まされる問題ではなく、重大な問題であったわけであります。両津北埠頭開発の建設費も同じく、3月の議会のときには9億3,850万円であったものが6月の議会に3億4,960万円の37%も一気に予算をふやしました。そして、これが全体では12億8,810万円に変更されました。これは、国際会議場にふさわしい設備などのためというものでありましたが、多くの市民からは国際会議場が必要なのかという批判の声がいまだにあるものでもあります。こういった予算があれば、市民の雇用や暮らしにも使えるものであります。

緊急防災と減災について触れます。3.11以降被災地復興予算がとんでもないところに使われていたということが全国的に大問題になりました。被災地でない自治体にも、先ほど言いましたが、緊急防災・減災事業債の予算が充てられましたが、佐渡市では34億3,000万円余りの事業に対して、この予算が10億4,830万円と約3分の1使われました。その中身は、デジタル防災行政無線の増設工事の1,995万円に1,330万円使われた以外は、小学校の移転や改築などに使われたもので、24年度にはどうせ建てるのならば、3.11の教

訓を生かした避難所機能を加えるなどの再考が必要と何度も議会から提起もされたものでもあります。審査の答弁では、学校を建てること自体が防災につながるものでありましたが、これは被災地復興予算が全く関係ないところに使われたことと大差がないものではないでしょうか。また、相川支所等を津波想定範囲に建設する問題、報告にあったとおりであります。

最後に、予算の使い方について指摘をします。委員会の報告でもありますが、1つは私的諮問機関である官民協働委員会、これはこの委員となっている団体に委託料でいえば329万が丸々出されている。自分が決めて企画、実践、進行管理を行っていると思われる方もいます。市民の目線から見て問題があると言わざるを得ません。また、NPOや市民団体への補助金、委託料のあり方も極めて疑問と問題点を残しております。委託料などでいえば、市が事務をしっかりとすれば、何ら市民団体に迷惑をかけることがなかったものであることを強く指摘をしておきたいと思います。ただ、この問題で指摘をしておけば、公がやるもの、私、民がやるもの、そして公と私で共同でやるもののこの3つをきっちり区分した対応をしないことがこういったものを生み出しているというふうに言わざるを得ません。平成24年度は、甲斐市長の就任の年度でありましたが、前年度からの大きなうみもあって、いろんな問題が起きた側面もあるというふうに考えます。ただ、市民の深刻な暮らしの中で、市民の税金を使った市政でありますので、間違っているものには間違っているという態度が議会には求められているということを最後に指摘をして、討論といたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第110号についての討論を終結します。

これより議案第110号 平成24年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定とすることに決しました。

次に、議案第111号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 国民健康保険の反対討論を行います。

5点にわたって簡潔に言います。まず1点、深刻な不景気で市民の暮らしが深刻な中で、市民の命と健康にかかわる国民健康保険税を大幅に値上げしたということであります。2点目、審査で出された資料では、決算時比較では一般加入者で1人当たり10.7%もの値上げであり、深刻な市民の暮らしを直撃をしたということであります。3点目、国民健康保険税は高く、払いたくても払えないほどのものであり、払えば病院にかかるお金がなくなるといった類のものであります。言うまでもありませんが、国保加入者は低所得者層であります。出された資料では、国保加入者の1万512世帯中120万円以下の所得の加入者は世

帯数で5,761世帯を超えて、全体の約55％に当たるものであります。5つ目、こういった加入者層にもかかわらず、先ほど言ったように高い国保税が払いたくても払えない加入者世帯に対して、医療を受ける権利を差しとめているとも言える短期証や事実上の無保険状態の資格証明書の世帯は559世帯、1,143人にも及んでおります。これは、医療を受ける権利や憲法に定められた生存権を脅かすものであります。国民健康保険事業は市の事業であり、これをどうするかは市自らの判断でできるものであり、現にこういった資格証の発行等を行っていない市町村もあります。これは、即刻やめるべきであるということを強く主張して、反対の討論といたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第111号についての討論を終結します。

これより議案第111号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 賛成多数であります。

よって、本案は認定とすることに決しました。

次に、議案第113号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定とすることに決しました。

次に、議案第115号 平成24年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は不認定であります。採決は会議規則にのっとり、本案を認定する諸君の起立により行います。

それでは、お諮りします。本案は、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定とすることに決しました。

次に、議案第116号 平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定とすることに決しました。

次に、議案第124号 平成24年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は不認定であります。採決は会議規則にのっとり、本案を認定とする諸君の起立によって行います。

それでは、お諮りします。本案は、認定とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定とすることに決しました。

次に、さきに議決をいたしました議案第110号、111号、113号、115号、116号、117号、118号、123号、124号を除く決算審査特別委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定とすることに決しました。

日程第4 発議案第12号

○議長（祝 優雄君） 日程第4、発議案第12号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君）

発議案第12号

介護保険制度改正に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年12月25日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	中 川 直 美
賛成者	〃	浜 田 正 敏
	〃	竹 内 道 廣
	〃	根 岸 勇 雄
	〃	猪 股 文 彦
	〃	近 藤 和 義
	〃	岩 崎 隆 寿

介護保険制度改正に関する意見書

厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会において介護保険制度に関する見直し案を示しているが、要支援者向けのサービスを介護保険制度の給付対象から外し、これを市町村事業に移行することは、介護保険制度の理念を壊しかねない制度の変更であり到底認めることはできない。また、市町村における財政負担及び事務的な負担も軽視できない問題である。加えて、一定以上所得者の自己負担を２割に引上げれば、利用者自身のサービス利用の抑制につながる恐れがある。

よって、国においては、今回示した「介護保険から要支援者向けサービスを外すこと」及び「一定以上所得者の自己負担を２割に引上げること」ことについて、取下げるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第12号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５ 発議案第１３号

○議長（祝 優雄君） 日程第５、発議案第13号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔８番 中川直美君登壇〕

○８番（中川直美君）

発議案第13号

広域合併団体の実態に応じた普通交付税措置を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年12月25日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	中 川 直 美
賛成者	〃	浜 田 正 敏
	〃	竹 内 道 廣
	〃	根 岸 勇 雄
	〃	猪 股 文 彦
	〃	近 藤 和 義
	〃	岩 崎 隆 寿

広域合併団体の実態に応じた普通交付税措置を求める意見書

国策として進められた「平成の大合併」により、新潟県内の市町村数は、合併前の112市町村から30市

町村に再編され、市町村数の減少率73.2%は、長崎県、広島県に次ぐ全国3位の合併先進県であり、本市においても平成16年3月1日に1市7町2村の10市町村により、人口7万人・市域855km²の広域合併団体となったところである。

本市では、平成21年12月に策定した佐渡市将来ビジョンにおいて、歳出・歳入一体改革に向けた取り組み及び成長力強化戦略を定め、独自の行財政改革に取り組んでいる。また、議会においても、合併前の議員定数158人を平成24年の改選時には24人とするなど、歳出の削減に努めているところである。その一方で、新市としての一体感の醸成に資するための道路等のインフラ整備、地域振興策や市民の窓口となる支所及び行政サービスセンターの配置、離島の特殊性ゆえ生じている少子・高齢化の急速な進行による過疎化対策といった合併市特有の行政需要が生じている。

そのような中、平成26年度からは、普通交付税算定の特例措置である合併算定替が段階的に縮小され、平成31年度には、実質的な普通交付税が年間約70億円減少することにより、予算規模は150億円余の削減が見込まれている。

普通交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するものである。現行の普通交付税の算定方法では、支所等の出先機関の運営に係る経費などの合併に伴う独自施策の行政需要が的確に反映されておらず、普通交付税算入額と決算額に大きな乖離が生じているのが現状である。

よって、国においては、合併により広域化した市町村特有の財政需要の実態を的確に把握した上で、次の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 合併市が今後も一体となって市民サービスを維持し、将来のまちづくりが力強く推進できるよう、合併算定替の終了によって捻出される財源の相当額を還元すること
- 2 還元にあたっては、合併市であるがゆえに削減できない財政需要や新たな財政需要を普通交付税の算定に適切に反映すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第13号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第14号

○議長（祝 優雄君） 日程第6、発議案第14号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川隆一君。

〔12番 中川隆一君登壇〕

○12番（中川隆一君）

発議案第14号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担 2 分の 1 復元を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年12月25日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	中 川 隆 一
賛成者	〃	山 田 伸 之
	〃	岩 崎 隆 寿
	〃	竹 内 道 廣
	〃	近 藤 和 義
	〃	猪 股 文 彦
	〃	浜 田 正 敏

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担 2 分の 1 復元を求める意見書

子どもたち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは全国民共通の願いである。そのためには、小中学校の全学年における30人以下学級の実現等が可能となる教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠である。

いじめや不登校等が大きな社会的問題となり、深刻化している。また、子どもたちのニーズは多様化し、個別の指導を要する児童生徒が増えていることから、これらの課題解決のために教職員が子どもたち一人一人に目をゆきとどかせ、じっくりと向き合う時間の確保が必要である。

そのためにも、法改正により安定した財源を確保した上で、少人数学級が拡大されていくことが望まれる。文部科学省は、中学校 3 年生までの35人以下学級の実現を目指して新たな教職員定数改善計画（案）を示したが、平成25年度の予算には盛り込まれていない。

新潟県では、平成13年度から小学校 1・2 年生において、県独自で32人以下学級が導入され、平成25年度からは県内20校で下限25人の条件付きながら小学校 3 年生の35人以下学級が導入されており、全国的にも少人数学級を拡大する自治体が増えている。日本は、OECD諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多く、一人一人の子どもに丁寧な対応をするためには、1 クラスの学級規模を引下げる必要がある。文部科学省が平成22年に実施した今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約 6 割が小中学校の望ましい学級規模として、26人～30人を挙げている。保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であるが、教育予算について、GDP に占める教育費の割合は、28のOECD加盟国の中で日本は最下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増加などにみられるように教育条件格差も生じている。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要であることから、教

育は未来への先行投資であることが多くの国民の共通認識となっている。子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう、国においては、次の事項を実現することを強く求める。

記

- 1 少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下とすること
- 2 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第14号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第15号

○議長（祝 優雄君） 日程第7、発議案第15号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

村川四郎君。

〔14番 村川四郎君登壇〕

○14番（村川四郎君）

発議案第15号

TPP交渉に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年12月25日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	村 川 四 郎
賛成者	〃	坂 下 善 英
	〃	加 賀 博 昭
	〃	金 光 英 晴
	〃	中 村 良 夫
	〃	笠 井 正 信
	〃	大 森 幸 平
	〃	渡 辺 慎 一

TPP交渉に関する意見書

ＴＰＰ交渉については、分野別の中間会合や首席交渉官会合が開かれるなど加速化しており、参加国は12月のＷＴＯ閣僚会議に合わせてＴＰＰ閣僚会合を開催し、年内妥結を目指している。

しかし、秘密保持契約を理由に政府から十分な情報が開示されないため、国民の懸念に十分配慮して交渉が行われているのかどうか確認できず、現場では、なし崩し的な譲歩を重ね、拙速な合意を迫られるのではないかという不安と不満が高まっている。また、食の安全・安心にかかる基準や制度が議論の対象となっているにもかかわらず、一切の情報開示がなされない日米並行協議も同様である。

自民党における３月のＴＰＰ対策に関する決議、そしてそれを土台にした衆参農林水産委員会の決議は、我が国の交渉参加の前提となったものであり、決議の内容の実現は当然のことである。このため、ＴＰＰ閣僚・首脳会合を前に、政府は決議を遵守すべく、脱退も辞さない不退転の覚悟をもって交渉に臨むことを国民に対し明確に約束すべきである。

よって、政府においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 衆参農林水産委員会の決議等を遵守し、農林水産分野の重要５品目等の聖域が確保できないと判断した場合には、即刻交渉から脱退すること
- 2 ＴＰＰ交渉及び日米二国間の並行協議について、国民に対する情報開示の徹底に努め、十分な国民的議論を実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願いします。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第15号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第161号

○議長（祝 優雄君） 日程第8、議案第161号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第161号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、隅田光夫氏の任期が平成26年３月31日をもって満了となりますが、引き続き隅田氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

任期は、法務大臣の委嘱の日から３年間であります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案第161号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第9 議案第162号

○議長（祝 優雄君） 日程第9、議案第162号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第162号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、舟崎清一郎氏の任期が平成26年3月31日をもって満了となるため、その後任に若林正吉氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案第162号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（祝 優雄君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査等の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（祝 優雄君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成25年第5回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、本定例会に提案をいたしました議案及び継続審査となっておりました平成24年度決算等の議案につきましては、慎重なご審議をいただきました。しかしながら、残念ながら議案第151号の指定管理者の指定につきましては否決となり、まことに残念であります。一般質問の際には、15人の議員の皆様方から多岐にわたる分野のご質問があり、多くのご意見、ご提言をいただきました。これらのご意見、ご提言をしっかりと受けとめて見直しを行った上、佐渡市将来ビジョンに沿って行政改革及び成長力強化の戦略を着実に進めてまいり所存であります。今議会では、一部事務処理に不手際が指摘されましたが、このことにつきましても今後調査し、是正をしてまいります。

さて、2013年の世相をあらわすことしの一文字漢字は「輪」が選ばれました。2020年の東京オリンピックの開催決定や各地で相次ぎました豪雨や土砂災害への支援の輪が広がったことなどがいわば選ばれた理由であるというふうに思っております。佐渡市におきましても施策を進めていく上で、今後ますます人と人との交わり、すなわち輪、チームワークが重要な鍵を握るものと考えております。第2次安倍内閣が発足してあすでちょうど1年になります。特定秘密保護法の成立や消費税率のアップで注目されている税制改正など、今後の動向に目が離せません。補正予算や、あるいは新年度予算、これらの安倍政権の政策を詳細に分析をしながら、情報の収集に努め、佐渡市の活性化につなげられるよう努力したいと考えているところであります。市長就任3年目を迎える2014年に向けて、全力で職務に当たっていききたいと決意を新たにしているところでございます。

最後に、本年も残りわずかとなりました。皆様方におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、お幸せに新年をお迎えくださいますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で会議を閉じます。

平成25年第5回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 5時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 祝 優 雄

副 議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 近 藤 和 義

署 名 議 員 加 賀 博 昭

